

總論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) これまでの北九州市の取組

本市では、平成18(2006)年に障害者基本法に基づく障害福祉分野の新たな市町村障害者計画として「北九州市障害者支援計画(平成18(2006)年度～22(2010)年度)」を策定しました。

また、平成19(2007)年11月に、障害者自立支援法の施行による福祉サービス体系の再編を踏まえ、障害福祉サービスに関する事項について定めた「北九州市障害福祉計画(第1期)」を含む「北九州市障害者支援計画実施計画」(以下、「実施計画」という。)を策定し、平成21(2009)年3月に「北九州市障害福祉計画(第2期)」を策定するとともに、実施計画の見直しを行い、「北九州市障害者支援計画実施計画(拡充版)」を策定しました。

その後、国の障害福祉制度の抜本的な見直し状況等を勘案し、平成23(2011)年度まで延長した「北九州市障害者支援計画(平成18(2006)年度～22(2010)年度)」の期間が、平成24(2012)年3月に満了することに伴い、障害者基本法に基づく「北九州市障害者計画」及び障害者自立支援法に基づく「北九州市障害福祉計画(第3期)」を包含する新たな「北九州市障害者支援計画(平成24(2012)年度～29(2017)年度)」を策定しました。

さらに、障害者総合支援法を始めとする障害福祉に関係する各種法律の整備にあわせ、「北九州市障害者支援計画(拡充版)」を策定するとともに、「北九州市障害福祉計画(第4期)」を策定し、平成30(2018)年度を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定しました。

加えて、第5期北九州市障害福祉計画、第1期北九州市障害児福祉計画が令和2(2020)年度で終了することから、第6期北九州市障害福祉計画、第2期北九州市障害児福祉計画を策定するとともに、北九州市障害者計画と一体的に推進するため、北九州市障害者計画の計画期間を令和5(2023)年度まで延長し、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今回、令和5(2023)年度で現行の三つの計画の計画期間が終了することから、令和6(2024)年度を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定するものです。

【北九州市の障害福祉関係計画】(平成18(2006)年度～令和11(2029)年度)

H18～H22	23	H24～H29	H30～R4	5	R6～R11	
障害者支援計画 (障害者計画)	延長 →	障害者支援計画	障害者支援計画	延長 →	障害者支援計画	
実施計画	延長 →	障害者計画	障害者計画	延長 →	障害者計画	
	拡充版 →		拡充版	→		
19～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～R2	R3～5	R6～8
第1期 障害 福祉計画	第2期 障害 福祉計画	第3期 障害 福祉計画	第4期 障害 福祉計画	第5期 障害 福祉計画	第6期 障害 福祉計画	第7期 障害 福祉計画
				第1期 障害児 福祉計画	第2期 障害児 福祉計画	第3期 障害児 福祉計画

(2) 国の動き

国では、平成18(2006)年度の障害者自立支援法の施行を端緒に、障害福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。

特に「障害者権利条約」の批准に向けて、平成23(2011)年には障害者基本法が改正され、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。)のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとするいわゆる「社会モデル」に基づく障害のある人の概念や、「障害者権利条約」にいう「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

その後、平成25(2013)年4月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害福祉施策が講じられました。

さらに、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が同年6月に制定されるなど、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直し等意識面・行動面の改革まで、国全体を挙げた大きな変革がなされました。

これらの法制度の整備等を踏まえ、平成26(2014)年1月には「障害者権利条約」が批准され、同年2月に発効しました。

その後、平成26(2014)年4月に精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため「精神保健福祉法」が一部改正されるとともに、同年5月には難病対策の基本となる「難病法」が成立し、平成27(2015)年1月から施行されました。

また、平成28(2016)年5月に障害者総合支援法の附則で規定された施行後3年を目途とする見直しとして、「障害のある人の望む地域生活への支援」、「障害のある子どもに対する支援のニーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱とした「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正が行われました。

続いて発達障害のある人の支援の一層の充実を図るため平成17(2005)年に施行された「発達障害者支援法」が平成28(2016)年5月に改正されました。

平成30(2018)年5月及び令和2(2020)年5月には「バリアフリー法」が改正され、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組等を推進するとともに、令和3(2021)年5月には、事業者における合理的配慮提供の義務化を含めた「障害者差別解消法」が改正され、令和6(2024)年4月から施行されることとなりました。

加えて、令和4(2022)年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、令和4(2022)年12月には、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「精神保健福祉法」、「障害者雇用促進法」及び「難病法」等が改正され、障害のある人などの地域生活や就労の支援の強化等により障害のある人などの希望する生活の実現を図るなど、時代の変化に即した新たな取組が進められています。

【 障害者自立支援法施行以降、障害者権利条約批准までの国の動き 】

「障害者自立支援法」施行（平成18（2006）年4月）

- 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
- 応益負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入

【国内法の整備等】

「障がい者制度改革推進本部」の設置（平成21（2009）年12月）

- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備等、障害者制度の集中的な改革のため設置。
- 当面5年間に障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ

平成21年12月
(2009年)

- 「障害者自立支援法」の一部改正
 - ・ 障害者の範囲の見直し（発達障害者が障害者自立支援法の対象に）
 - ・ 利用者負担、支給決定プログラムの見直し
 - ・ グループホームの利用助成 等

平成23年6月
(2011年)

- 「障害者虐待防止法」の制定（平成24（2012）年10月施行）
 - ・ 障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
 - ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定 等

平成23年7月
(2011年)

- 「障害者基本法」の一部改正（平成23（2011）年8月施行※一部を除く）
 - ・ 目的規定や障害者の定義の見直し
 - ・ 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める 等

法の目的 共生社会の実現

地域における共生等

- 社会参加の機会の確保
- 生活の場の選択の機会の確保
- 意思疎通手段及び情報取得手段の選択の機会の確保

差別の禁止

- 障害を理由とする差別の禁止
- 合理的配慮に基づく社会的障壁の除去
- 差別禁止のための情報収集、整理及び提供

平成24年6月
(2012年)

- 「障害者優先調達推進法」の制定（平成25（2013）年4月施行）
 - ・ 障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化 等

平成24年6月
(2012年)

- 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正（平成25（2013）年4月施行※一部を除く）
 - ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
 - ・ 障害者の範囲の見直し（難病が障害者の範囲に加えられる） 等

法の主旨 共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずる

理 念 日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

平成25年6月
(2013年)

- 「障害者差別解消法」の制定（平成28（2016）年4月施行※一部を除く）
 - ・ 障害者の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の不提供の禁止 等

平成25年6月
(2013年)

- 「精神保健福祉法」の一部改正（平成26（2014）年4月施行）
 - ・ 保護者制度の廃止、医療保護入院要件の見直し 等

【 障害福祉施策に関する法律等（障害者権利条約批准以後） 】

「障害者権利条約」批准（平成26（2014）年1月批准、2月発効）

- (1) 一般原則
障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等
- (2) 一般的義務
合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等
- (3) 障害者の権利実現のための措置
身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容
- (4) 条約の実施のための仕組み
条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

【国内法の整備等】

- 平成26年5月
(2014年)
- 「難病法」の制定（平成27（2015）年1月施行）
 - ・ 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
 - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
 - ・ 療養生活環境整備事業の実施
- 平成26年5月
(2014年)
- 「障害者雇用促進法」の一部改正（平成28（2016）年4月施行）
 - ・ 障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助
 - ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し（精神障害者が算定基礎に加わる）等
- 平成28年5月
(2016年)
- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正（平成30（2018）年4月施行※一部を除く）
 - ・ 障害者の望む地域生活の支援
 - ・ 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
- 平成28年4月
(2016年)
- 「成年後見制度利用促進法」の制定（平成28（2016）年5月施行）
 - ・ 成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等）
 - ・ 地域の需要に対応した成年後見制度利用の促進
 - ・ 成年後見制度の利用に関する体制の整備 等
- 平成28年5月
(2016年)
- 「発達障害者支援法」の一部改正（平成28（2016）年8月施行）
 - ・ 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
 - ・ 発達生活全般にわたる支援の促進
 - ・ 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等
- 平成29年4月
(2017年)
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成29（2017）年10月施行）
 - ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度 等

- 平成30年5月
(2018年)
- 「バリアフリー法」の一部改正(平成30(2018)年11月施行※一部を除く)
 - ・ 国及び国民の責務の明確化
 - ・ 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
 - ・ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等
- 平成30年6月
(2018年)
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定
(平成30(2018)年6月施行)
 - ・ 障害者による文化芸術活動を幅広く促進 等
- 令和元年6月
(2019年)
- 「読書バリアフリー法」の制定(令和元(2019)年6月施行)
 - ・ アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進 等
- 令和元年6月
(2019年)
- 「障害者雇用促進法」の一部改正(令和2(2020)年4月施行※一部を除く)
 - ・ 障害者の活躍の場の拡大に関する措置
 - ・ 国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置
- 令和2年6月
(2020年)
- 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律」の制定
(令和2(2020)年12月施行)
 - ・ 電話 リレーサービスに関する交付金制度の創設 等
- 令和2年5月
(2020年)
- 「バリアフリー法」の一部改正(令和3(2021)年4月施行※一部を除く)
 - ・ 公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
 - ・ 優先席・車椅子利用者駐車施設等の適正な利用
 - ・ 市町村等による心のバリアフリーを推進
- 令和3年5月
(2021年)
- 「障害者差別解消法」の一部改正(令和6(2024)年4月施行)
 - ・ 事業者における合理的配慮の提供の義務化 等
- 令和3年5月
(2021年)
- 「災害対策基本法」の一部改正(令和3(2021)年5月施行)
 - ・ 個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする 等
- 令和3年6月
(2021年)
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定
(令和3(2021)年9月施行)
 - ・ 医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援
 - ・ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
 - ・ 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
 - ・ 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
 - ・ 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策 等
- 令和4年5月
(2022年)
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定(令和4(2022)年5月施行)
 - ・ 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
 - ・ 日常生活、社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
 - ・ 障害者でない者と同ー内容の情報を同ー時点において取得できるようにする
 - ・ 高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術の活用を通じて行う 等

令和4年12月
(2022年)

- 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「精神保健福祉法」、「障害者雇用促進法」及び「難病法」の一部改正
(令和6(2024)年4月施行※一部を除く)
- ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・ 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備 等

共生社会の実現へ

2 計画の位置づけ

(1) 3つの法定計画を包含した計画

「北九州市障害者支援計画」は、「北九州市障害者計画」及び「第7期北九州市障害福祉計画」、「第3期北九州市障害児福祉計画」を包含した計画として策定するものです。

① 「北九州市障害者計画」

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する「市町村障害者計画」。

② 「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害のある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」。

これらの計画は相互に密接な関係があること、また、障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることから、本市では、この3つの計画を包含するものとして「北九州市障害者支援計画」を策定しました。

【 障害者支援計画と3つの法定計画 】

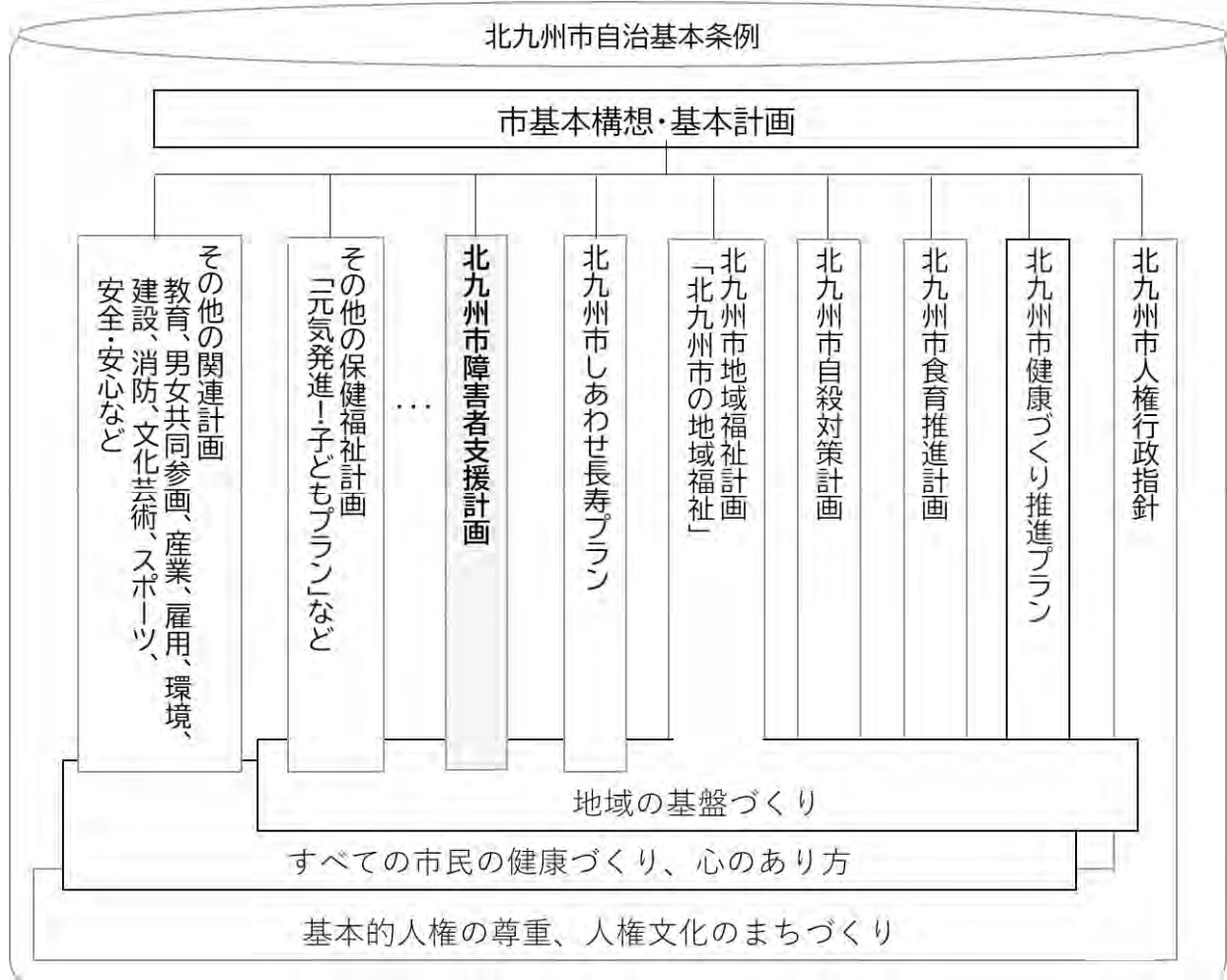
令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
<p>北九州市 障害者支援計画 (①+②+③)</p> <p>○ 「①北九州市 障害者計画」と「②北九州市 障害福祉計画」及び「③北九州市 障害児福祉計画」を包含</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">① 北九州市 障害者計画</p> <p>○ 計画期間：令和6（2024）年度～令和11（2029）年度</p> <p>○ 障害者基本法に基づく本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等）について幅広い分野の事項を規定</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">② 北九州市 障害福祉計画</p> <p>○ 第7期 令和6年度～令和8年度 (2024年度) (2026年度)</p> <p>○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 15%; text-align: center;"> <p>連 携</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">③ 北九州市 障害児福祉計画</p> <p>○ 第3期 令和6年度～令和8年度 (2024年度) (2026年度)</p> <p>○ 児童福祉法に基づく障害児の支援の提供体制等を規定</p> </div>					

また、「北九州市障害者支援計画」は、成年後見制度利用促進法に基づく「(障害のある人に関する)成年後見制度利用促進基本計画」も兼ねています。

(2) 北九州市基本構想・基本計画の分野別計画

北九州市障害者支援計画は、北九州市の基本構想・基本計画に基づく分野別の計画として位置づけられ、推進にあたっては各分野別計画と相互に連携を図ります。

【北九州市障害者支援計画の位置づけ(条例・各種計画との関係)】



(3) 前期計画における取組の成果と課題を踏まえた計画

これまで取り組んできた「北九州市障害者支援計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）」の基本理念を引き継ぐとともに、その実績や課題等を踏まえ、北九州市らしい新たな計画を策定しました。

なお、前期計画の実績や課題は、「北九州市障害者計画」第4章の「2 基本的な施策」において、分野ごとに整理しています。

(4) 実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画

今回の計画の策定にあたっては、令和4（2022）年度に行った「北九州市障害児・者等実態調査」の結果や、障害福祉・保健・医療関係者や学識経験者、障害のある人やその家族等から構成され、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」での議論を基に、「北九州市障害者自立支援協議会」などの各協議会及び障害者団体からの意見や提案等を可能な限り反映しました。

また、パブリックコメント、市議会等でいただいた意見等を踏まえて策定しました。

(5) 本計画が目指すSDGs

「SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）」は平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市はこれまでの取組が高く評価され、平成30（2018）年4月にOECD（経済協力開発機構）より「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定され、また、同年にはSDGs未来都市に選定されました。本市はSDGsの先進都市として、市民や企業、団体等と連携し、市一体となってSDGs達成に向けて取り組んでいます。

本計画は、SDGsの関連するゴールの達成に向け、各事業を推進していきます。

【関連する主な目標（ゴール）】



(6) 「Well-being」（生活満足度）の向上に向けて

「Well-being」とは、世界保健機関憲章前文（公益社団法人日本WHO協会仮約）の「健康」の定義の中で「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態である」と使われています。本計画でもこの「Well-being」の向上を目標に各施策に取り組んでまいります。

そのため、今回、本計画に、スローガン「生活を楽しみ、自分らしく生きるために」を初めて設定しました。

3 計画の概要

(1) 計画の期間

「北九州市障害者支援計画」の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

また、本計画に含まれる「北九州市障害者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とし、「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」は、国の基本指針の計画期間と同様の令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

今後、国の「障害者基本計画（第5次）」の計画期間が令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の計画期間が令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間となっており、また、社会経済状況の変化や関係法令等の改正、社会保障制度改革等の動向にも対応する必要があるため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法に準じて「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

社会的障壁とは、障害者基本法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

(3) 計画の体系（全体概要）

「北九州市障害者支援計画」（「北九州市障害者計画」及び「第7期北九州市障害福祉計画」、「第3期北九州市障害児福祉計画」）の体系（全体概要）は、13頁「北九州市障害者支援計画の全体概要」の示すとおりです。

北九州市障害者支援計画の全体概要

(①障害者計画及び②障害福祉計画・③障害児福祉計画を包含)

スローガン：～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

① 北九州市障害者計画 (計画期間：令和6 (2024) 年度～令和11 (2029) 年度)

※ 障害者基本法 (内閣府所管)

● 障害のある人に係る施策 (生活支援、保健・医療、教育、就労、安全安心等) を総合的に推進するための基本計画

② 第7期北九州市障害福祉計画

③ 第3期北九州市障害児福祉計画

(計画期間：令和6 (2024) 年度～令和8 (2026) 年度)

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法 (厚生労働省所管)

● 障害のある人や子どもの地域生活を支援するために必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画

【基本理念】

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり
 ↳ 障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現

【社会情勢の変化】

3 2 1
 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続
 1 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応
 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現 (SDGsの視点)

【横断的視点】

5 4 3 2 1
 1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
 2 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 (生涯を通じた切れ目のない支援)
 3 障害特性等に配慮したきめ細かい支援 (一人ひとりに応じた個別的な支援)
 4 障害のある女性を始め、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組の推進
 5 計画的かつ実効性のある取組の推進

【基本目標】と【分野】

基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現

- 【分野1】 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止 P53
- 【分野2】 情報アクセシビリティの向上 (意思疎通支援の充実) P62
- 【分野3】 生活環境の整備 (障害のある人に配慮したまちづくり) P67
- 【分野4】 安全・安心の実現 (防災・防犯、消費者保護) P73

基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備

- 【分野5】 自立した生活の支援や意思決定支援の推進 (地域包括ケアシステムの構築) P78
- 【分野6】 保健・医療の推進 P90

基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援

- 【分野7】 教育の振興 (インクルーシブ教育システムの推進) P96
- 【分野8】 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進 P104
- 【分野9】 文化芸術活動・スポーツ等の振興 P110

【施策の方向性】

- 【分野1】 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進、虐待の防止 (3) 行政等における配慮の充実 (4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進 (5) ボランティア活動等の推進
- 【分野2】 (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 行政情報のアクセシビリティの向上
- 【分野3】 (1) 住まい・住環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進 (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
- 【分野4】 (1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護
- 【分野5】 (1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等 (2) 意思決定支援の推進 (3) 相談支援体制の充実 (4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実 (5) 障害のある子どもに対する支援の充実 (6) 障害福祉を支える人材の育成・支援
- 【分野6】 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (4) 難病に関する保健・医療施策の推進 (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見
- 【分野7】 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における支援の推進 (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援
- 【分野8】 (1) 総合的な就労支援 (2) 障害者雇用の促進 (3) 障害特性に応じた就労支援 (4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援 (5) 経済的支援の推進
- 【分野9】 (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる社会環境の整備 (3) 多様な生涯学習の充実

1 障害福祉サービス等の提供により実現を目指すべき共生社会の姿 (成果目標)

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

2 成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み (活動指標)

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ①訪問系サービス
 - ②日中活動系サービス
 - ③自立生活援助・共同生活援助・施設入所援助
 - ④相談支援
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等
 - ①基幹相談支援センターの設置
 - ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
 - ③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

3 成果目標に資するよう地域の実状に応じて実施する地域生活支援事業に関する事項 (障害のある人・障害のある子どもに対する事業)

- 【必須事業】 相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業 等
- 【任意事業】 日常生活支援事業、社会参加支援事業

第2章 北九州市の現状

1 障害のある人の数

(1) 概要

令和5（2023）年3月末現在、北九州市の身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）の数は44,954人、知的障害のある人（療育手帳保持者）の数は12,043人、精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳の所持者）の数は11,174人、難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）の数は8,598人です。

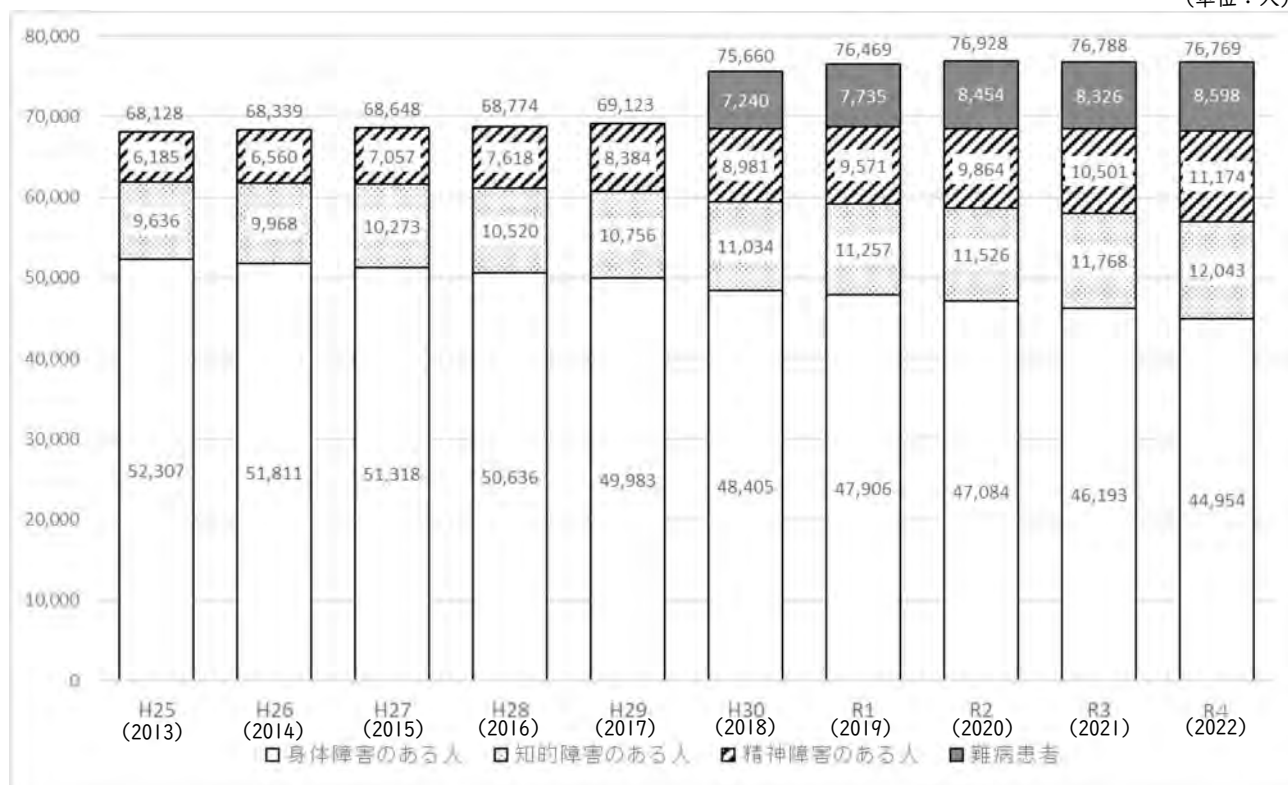
北九州市の全人口917,524人（令和5（2023）年4月1日現在推計人口）に占める割合は、身体障害のある人は4.9%、知的障害のある人は1.3%、精神障害のある人は1.2%、難病患者は0.9%となっています。

平成25（2013）年度と比較すると、身体障害のある人は14.1%減少、知的障害のある人は25.0%増加、精神障害のある人は80.7%増加しており、難病患者は平成30（2018）年度と比較して18.8%増加しています。

（※実際の障害のある人の合計の数は、複数の障害を併せ持つ人もいるため、障害者手帳や受給者証の単純な合計とは異なります。）

【北九州市内の障害のある人の数】

（単位：人）



※難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証の所持者）数については、難病の医療費助成の支給認定に関する事務などが福岡県から北九州市に平成30（2018）年4月に移行されたため、それ以降の数を記載しています。

(2) 障害種別の状況

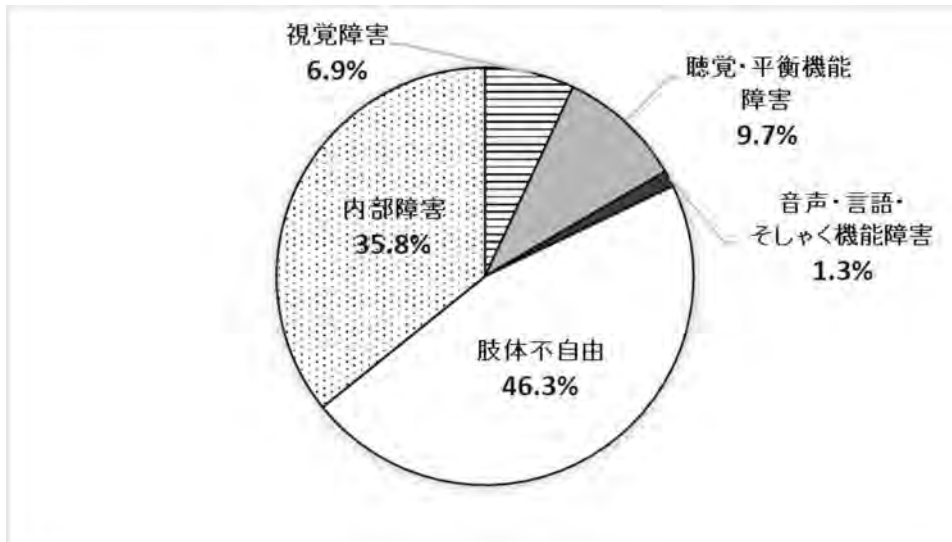
ア 身体障害のある人の状況

令和5（2023）年3月末現在、身体障害者手帳を所持している人の数は44,954人で、障害の種類別では、肢体不自由が46.3%、内部障害が35.8%、聴覚・平衡機能障害が9.7%、視覚障害が6.9%、音声・言語・そしゃく機能障害が1.3%です。

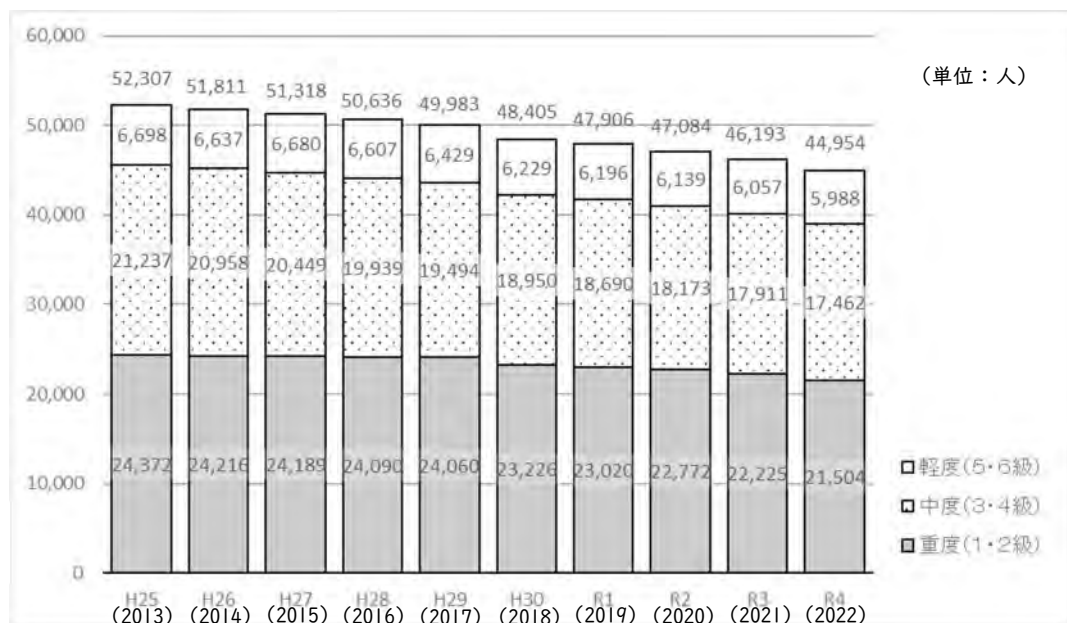
障害の等級別では、重度（1・2級）が21,504人、中度（3・4級）が17,462人、軽度（5・6級）が5,988人となっています。

平成25（2013）年度からの推移をみると、身体障害者手帳を所持している人の数全体は14.1%減少していますが、障害の等級別では、重度が11.8%の減少、中度が17.8%の減少、軽度が10.6%の減少となっています。

【身体障害者手帳の障害の種類別割合】



【身体障害者手帳の障害程度別交付状況】

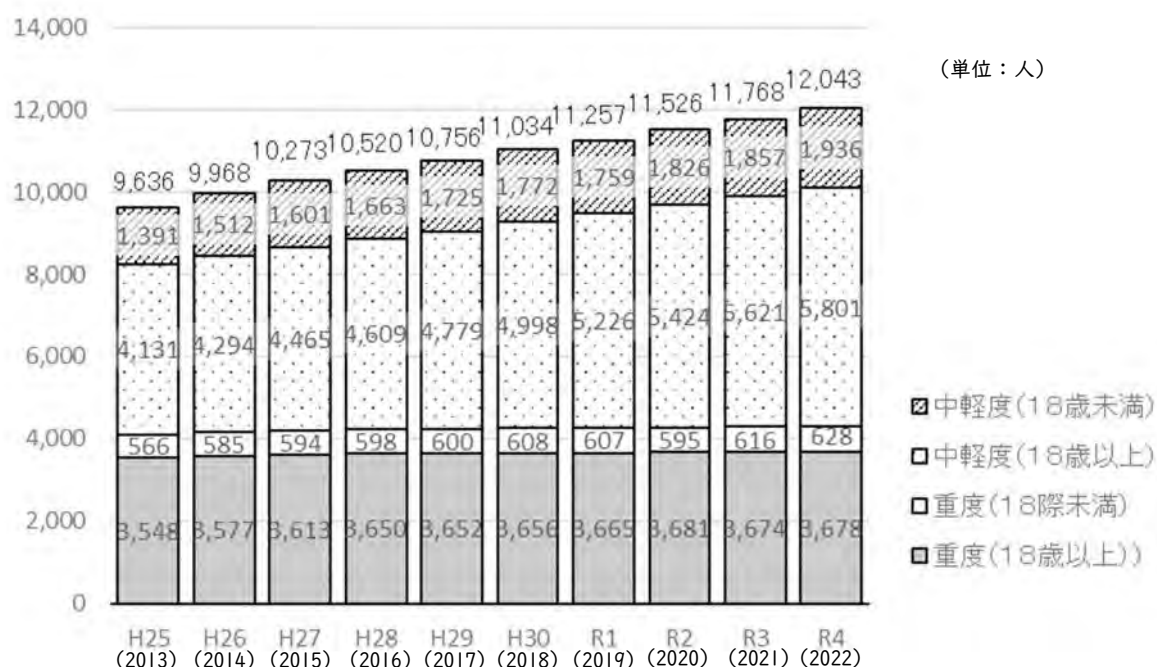


イ 知的障害のある人の状況

令和5（2023）年3月末現在、療育手帳を所持している人の数は12,043人で、障害程度別及び年齢別では、重度の18歳以上の所持者数が3,678人（30.5%）、重度の18歳未満の所持者数が628人（5.2%）、中軽度の18歳以上の所持者数が5,801人（48.2%）、中軽度の18歳未満の所持者数が1,936人（16.1%）となっています。

平成25（2013）年度の状況と比較すると、療育手帳を所持している人の数全体は25.0%増加しています。重度の18歳以上の所持者数は3.7%の増加、18歳未満の所持者数は11.0%増加しています。中軽度の18歳以上の所持者数は40.4%増加しており、18歳未満の所持者数は39.2%の増加となっています。

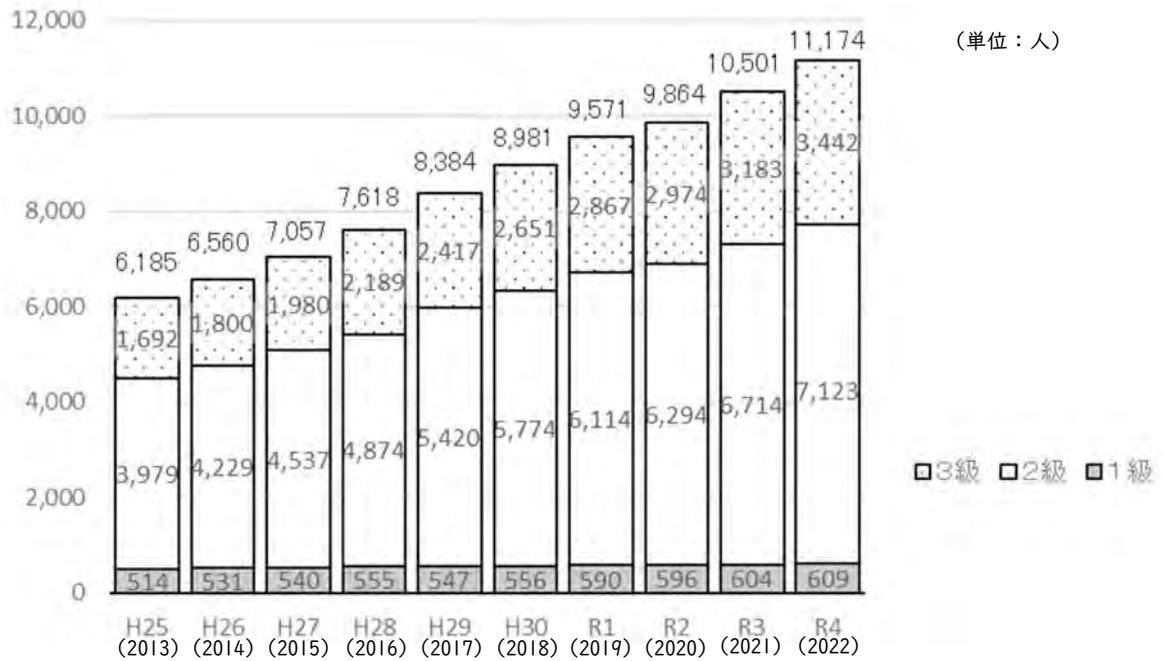
【療育手帳の障害の等級・年齢別人数の推移】



ウ 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を交付されている人の数は令和5（2023）年3月末現在11,174人で、平成25（2013）年度末の6,185人と比較すると、80.7%増加しています。精神障害者保健福祉手帳の障害の等級別では、重度（1級）が609人、中度（2級）が7,123人、軽度（3級）が3,442人となっています。平成25（2013）年度末との比較では、重度（1級）は18.5%増加、中度（2級）は79.0%増加、軽度（3級）は103.4%増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】



エ 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証を交付されている人の数は令和5（2023）年3月末現在8,598人で、平成30（2018）年度末の7,240人と比較すると、18.8%増加しています。

(単位：人)

H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
7,240	7,735	8,454	8,326	8,598

※難病の医療費助成の支給認定に関する事務などが福岡県から本市に平成30（2018）年4月に移行されたため、それ以降の数を記載しています。

2 障害のある人を取り巻く状況

本計画を策定するにあたって参考とするため、市内に居住する障害のある人や障害のある子どもの日常生活の状況やサービス利用状況等について調査を行いました。本節では、調査結果を中心に、障害のある人の生活実態やニーズ等、日常生活の状況や課題等について整理しました。

【出典：令和4（2022）年度 北九州市障害児・者等実態調査】

（1）暮らしの状況

ア 暮らしについて

イ) 障害種別に関係なく、回答者の多くが家族と暮らしています。知的障害のある人では他の障害よりもグループホームや病院、施設に入所している割合が、精神障害のある人では一人で暮らしている割合が高くなっています。

【現在の暮らしの状況】

(%)

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
一人で暮らしている	26.1	8.5	32.3	0.0	1.9	21.8
家族と暮らしている	63.0	64.6	54.4	98.8	91.3	70.5
病院や障害・介護サービス施設に入所している	7.9	11.4	1.9	0.6	1.9	4.1
グループホームで暮らしている	1.3	13.7	8.8	0.0	4.8	2.6
その他	0.6	0.9	1.3	0.0	0.0	0.5
無回答	1.1	0.9	1.3	0.6	0.0	0.5

ロ) 回答者の多くが、今のままの生活を希望していますが、精神障害のある人では一般的な住宅で一人暮らししたい割合も同率で高くなっています。

【今後3年以内の居住意向】

(%)

	身体障害のある人 (n=74)	知的障害のある人 (n=39)	精神障害のある人 (n=10)	障害のある子ども (n=1)	発達障害のある人 (n=2)	難病患者 (n=8)
今のまま生活したい	58.1	76.9	30.0	100.0	0.0	62.5
グループホーム等を利用したい	5.4	5.1	20.0	0.0	0.0	0.0
家族と一緒に生活したい	17.6	10.3	10.0	0.0	0.0	12.5
一般的な住宅で一人暮らししたい	4.1	0.0	30.0	0.0	0.0	12.5
その他	0.0	5.1	10.0	0.0	50.0	0.0
無回答	14.9	2.6	0.0	0.0	50.0	12.5

※現在「病院や障害・介護サービス施設で暮らしている」と答えた人で、今後3年以内に生活したい場所の内訳

ハ) 希望する場所で生活するためには、「困ったときの相談体制や必要な支援」の回答が多くなっています。ただし、精神障害のある人では「障害者に適した住居の確保」、難病患者では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

【希望する場所で生活するために必要と思う支援】

(%)

	身体障害のある人 (n=74)	知的障害のある人 (n=39)	精神障害のある人 (n=10)	障害のある子ども (n=1)	発達障害のある人 (n=2)	難病患者 (n=8)
必要な在宅サービスの確保	21.6	12.8	10.0	100.0	50.0	12.5
障害者に適した住居の確保	28.4	25.6	50.0	100.0	100.0	25.0
経済的な負担の軽減	36.5	28.2	30.0	100.0	50.0	62.5
地域住民等の理解と交流の場の確保	9.5	12.8	30.0	0.0	0.0	0.0
困ったときの相談体制や必要な支援	56.8	53.8	40.0	100.0	100.0	50.0
家族の負担軽減	41.9	38.5	10.0	100.0	50.0	25.0
特に必要ない	5.4	2.6	0.0	0.0	0.0	12.5
分からない	2.7	10.3	20.0	0.0	0.0	0.0
その他	4.1	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	8.1	5.1	10.0	0.0	0.0	12.5

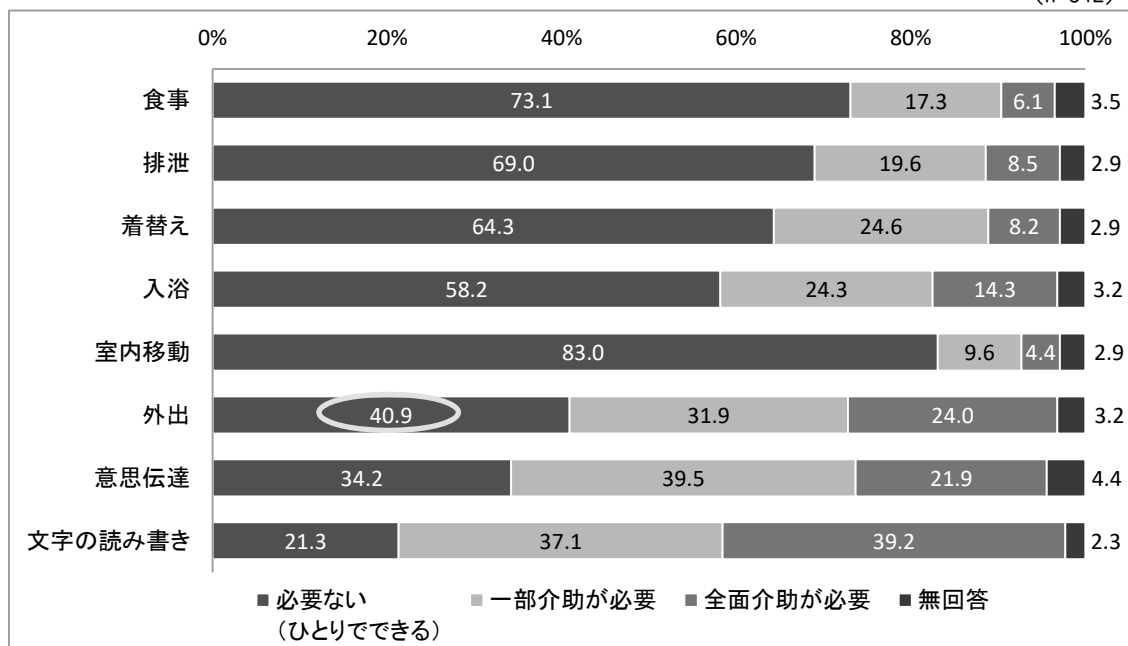
※現在「病院や障害・介護サービス施設で暮らしている」と答えた人で、希望する場所で生活するために必要と思う支援の内訳

二) 回答者のADLについては、特に精神障害のある人や難病患者など「一人でできる」の割合が高い障害種別もありますが、障害が重度である場合に限定してみると、限定しない場合と比べて「一人でできる」人の割合が全体的に少なくなっています。たとえば「外出」は一人でできる人の割合は、知的障害のある人全体では40.9%ですが、重度に限定すると9.0%、精神障害のある人全体では60.4%ですが、重度に限定すると9.5%となっています。

※日常生活動作（ADL）とは、人間が毎日の生活を送るための基本的動作群のことである。

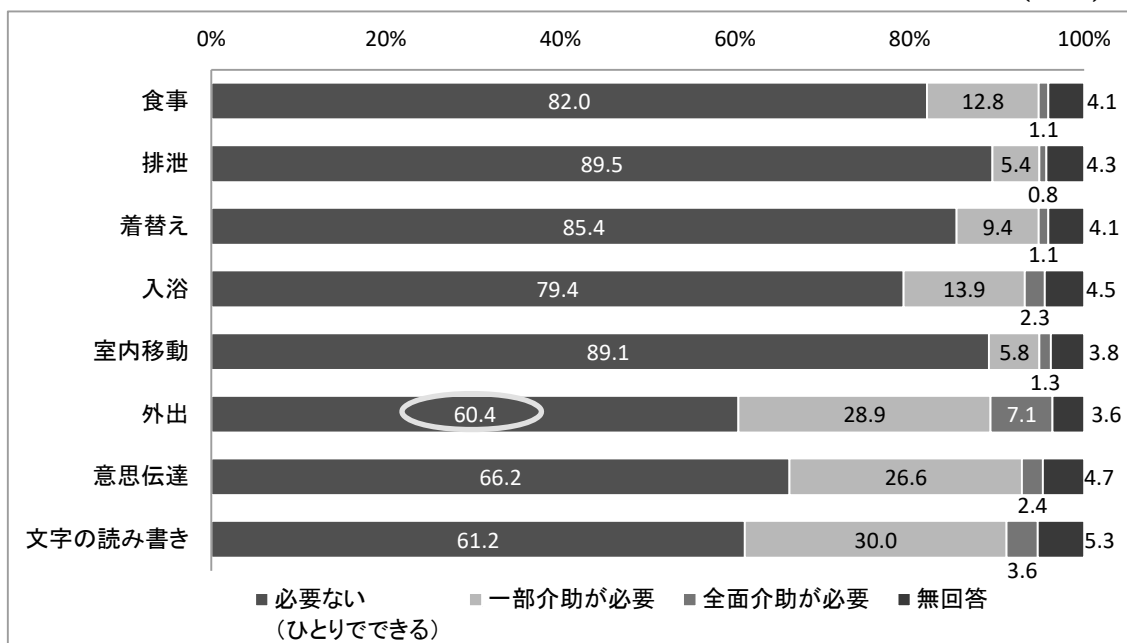
【知的障害のある人のADL】

(n=342)



【精神障害のある人のADL】

(n=533)



障害等級を重度に限定してみると、限定しない場合と比較して「必要ない（ひとりのできる）」の人の割合が全体的に少なくなります。たとえば「排泄」「着替え」「入浴」「外出」の割合は、精神障害のある人全体から、重度に限定すると5割以上減少しています。さらに重度の心身障害がある人では、いずれの項目も「全面介助が必要」が最も高くなっており、多くの人が必要としていました。

【重度の障害がある人の ADL】

(%)

		重度の 身体障害 のある人 (n=786)	重度の 知的障害 のある人 (n=267)	重度の 精神障害 のある人 (n=21)	重度の 心身障害 のある人 (n=82)
食 事	必要ない（ひとりのできる）	63.2	40.8	38.1	12.2
	一部介助が必要	17.3	34.1	42.9	22.0
	全面介助が必要	15.8	23.2	14.3	65.9
	無回答	3.7	1.9	4.8	0.0
排 泄	必要ない（ひとりのできる）	60.1	34.1	38.1	9.8
	一部介助が必要	14.9	37.5	47.6	13.4
	全面介助が必要	21.4	27.3	9.5	75.6
	無回答	3.7	1.1	4.8	1.2
着 替 え	必要ない（ひとりのできる）	55.7	31.8	33.3	7.3
	一部介助が必要	18.1	39.0	47.6	11.0
	全面介助が必要	22.8	27.7	14.3	81.7
	無回答	3.4	1.5	4.8	0.0
入 浴	必要ない（ひとりのできる）	49.4	20.6	28.6	6.1
	一部介助が必要	17.2	37.5	38.1	6.1
	全面介助が必要	30.0	40.8	28.6	86.6
	無回答	3.4	1.1	4.8	1.2
室 内 移 動	必要ない（ひとりのできる）	63.9	61.8	61.9	18.3
	一部介助が必要	15.4	18.4	19.0	22.0
	全面介助が必要	16.9	18.7	9.5	59.8
	無回答	3.8	1.1	9.5	0.0
外 出	必要ない（ひとりのできる）	34.9	9.0	9.5	3.7
	一部介助が必要	28.4	36.3	47.6	14.6
	全面介助が必要	33.3	53.6	38.1	81.7
	無回答	3.4	1.1	4.8	0.0
意 思 伝 達	必要ない（ひとりのできる）	66.8	7.1	33.3	6.1
	一部介助が必要	16.3	44.2	47.6	24.4
	全面介助が必要	13.5	46.1	19.0	67.1
	無回答	3.4	2.6	0.0	2.4
文 字 の 読 み 書 き	必要ない（ひとりのできる）	44.1	2.2	14.3	2.4
	一部介助が必要	24.6	18.7	47.6	7.3
	全面介助が必要	27.6	77.5	28.6	87.8
	無回答	3.7	1.5	9.5	2.4

備考1) 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子ども、発達障害のある人、難病患者のうち、それぞれ身体障害者手帳1-2級保持者、療育手帳A1-A2保持者、精神障害者保健福祉手帳1級保持者、身体障害者手帳1-2級かつ療育手帳A1-A2保持者に限定しています。

備考2) 一部手帳の重複が含まれます。

ホ) 身体障害のある人と知的障害のある人は 60 歳代、精神障害のある人と難病患者は 50 歳代、障害のある人本人の年齢が低い傾向にある障害のある子どもと発達障害のある人は 40 歳代が最も多くなっています。前述した障害のある子どもと発達障害のある人を除くと、70 歳以上が約 3 割を占めており、高齢化の傾向がみられます。

【主な介助者の年齢】 (%)

	身体障害のある人 (n=462)	知的障害のある人 (n=235)	精神障害のある人 (n=250)	障害のある子ども (n=160)	発達障害のある人 (n=82)	難病患者 (n=67)
10歳代	0.2	0.0	2.4	0.6	0.0	0.0
20歳代	2.2	1.3	2.8	1.9	1.2	4.5
30歳代	6.3	1.7	8.0	30.0	22.0	3.0
40歳代	9.7	3.4	11.6	55.6	37.8	10.4
50歳代	14.5	20.4	26.8	10.6	30.5	29.9
60歳代	29.0	32.3	21.2	0.6	6.1	23.9
70～74歳	20.3	20.4	10.0	0.0	1.2	14.9
75歳以上	15.4	17.4	16.0	0.0	1.2	10.4
無回答	2.4	3.0	1.2	0.6	0.0	3.0

へ) 新型コロナウイルス感染が拡大した影響として障害種別にかかわらず約半数の人が、人との交流や社会参加の機会の減少、4 割の人が精神的な負担の増加を挙げています。生活の場にこもり続けることによる精神的な負担は、家族との関係性が悪化する問題も引き起こしかねず、コロナ後の相談支援や生活支援の際に慎重な配慮が求められています。

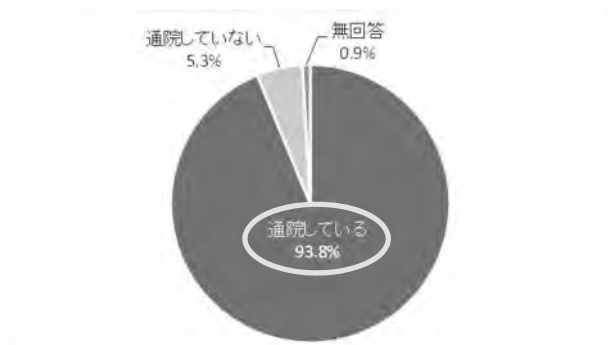
【新型コロナウイルス感染症の影響】 (%)

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
人との交流、社会参加の機会が減った	53.8	54.7	42.0	62.9	67.3	56.5
検診受診や通院を控えるようになった	20.2	14.3	16.5	22.2	15.4	22.8
障害福祉サービスの利用が減った	9.2	21.1	8.1	22.8	18.3	7.3
収入が減った	11.5	9.6	13.3	4.8	4.8	15.0
身体的な負担が増加した	12.2	11.7	14.6	7.8	9.6	10.9
精神的な負担が増加した	31.9	28.9	51.8	26.9	28.8	36.8
その他	11.1	11.1	12.4	13.2	12.5	10.4
無回答	14.6	14.9	13.5	7.2	11.5	13.0

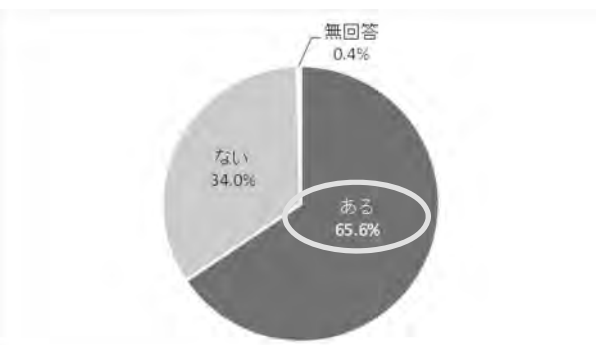
イ 通院状況について（自宅で生活している精神障害のある人のみ）

精神障害のある人のうち約9割が現在、通院しています。回答者の約7割に精神科入院経験がありますが、その約4割が退院後5年以上経過しており、継続的に地域で生活しています。自宅で生活する精神障害のある人の通院頻度は、月に1回程度が最も多くなっています。

【精神科への通院状況】 (n=533)

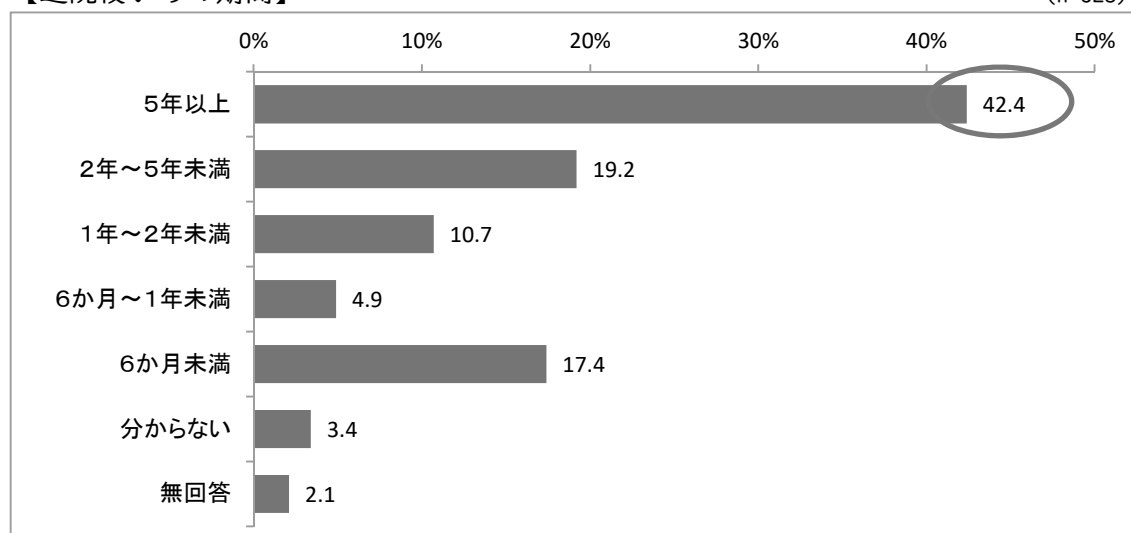


【精神科への入院経験】 (n=500)



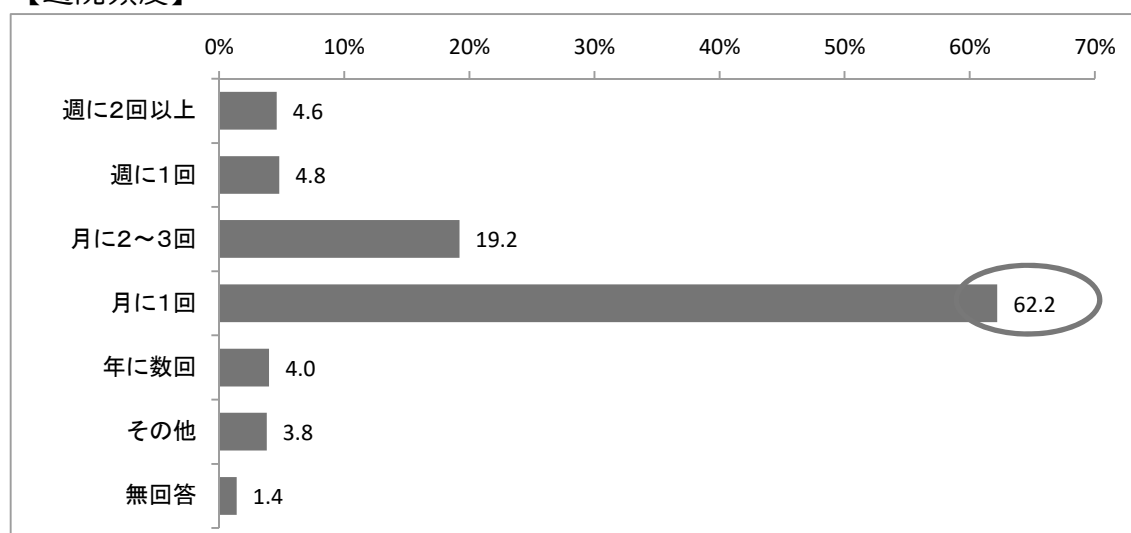
【退院後からの期間】

(n=328)



【通院頻度】

(n=500)

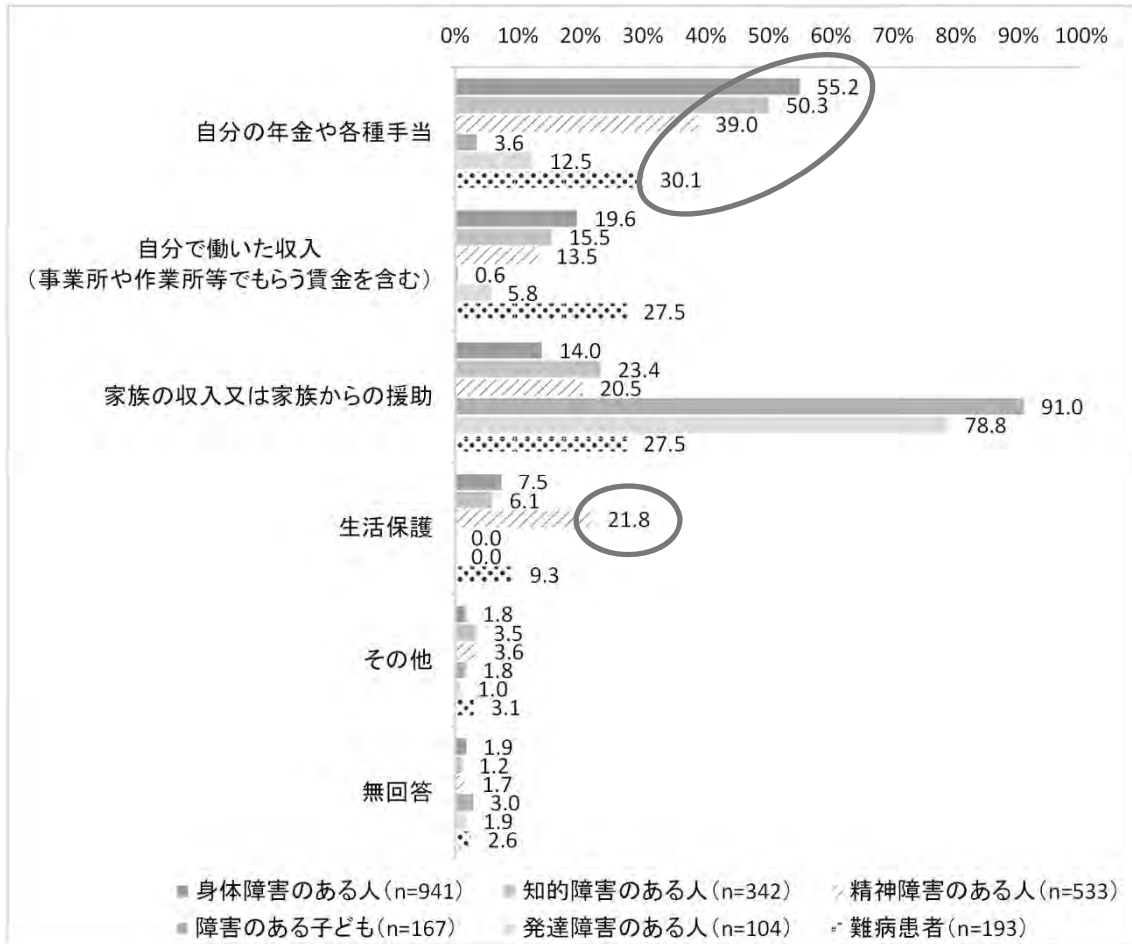


(2) 日中活動と就労、社会参加

ア 収入の状況について

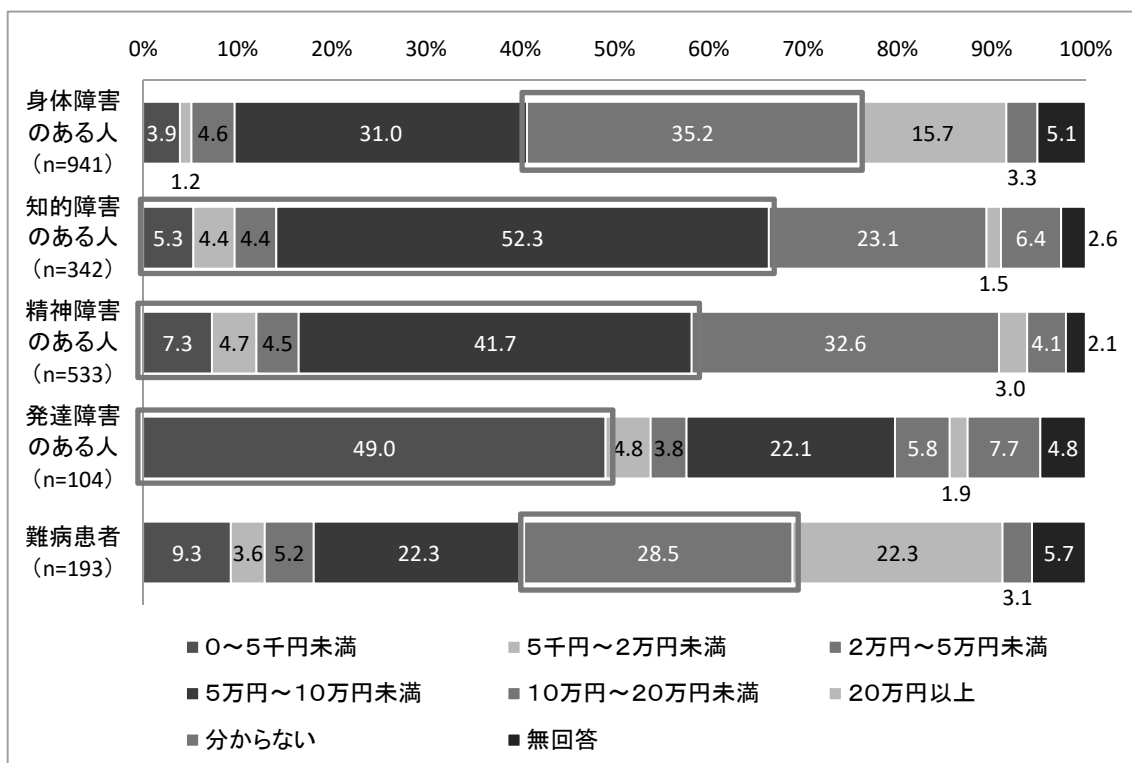
イ) 障害のある子どもと発達障害のある人を除き、すべての障害種別で自分の年金や各種手当が最も多くなっています。一方、精神障害のある人のうち、21.8%の人が生活保護を主な収入源としています。

【主な収入源】



ロ) 月の収入額は、身体障害のある人および難病患者では 10 万円～20 万円未満が最も多く、約 3～4 割程度を占めています。一方、知的障害のある人と精神障害のある人では 6 割程度が 10 万円未満、発達障害のある人では回答者の 7 割近くが 20 歳未満であり、約半数が 0～5 千円未満の収入となっています。

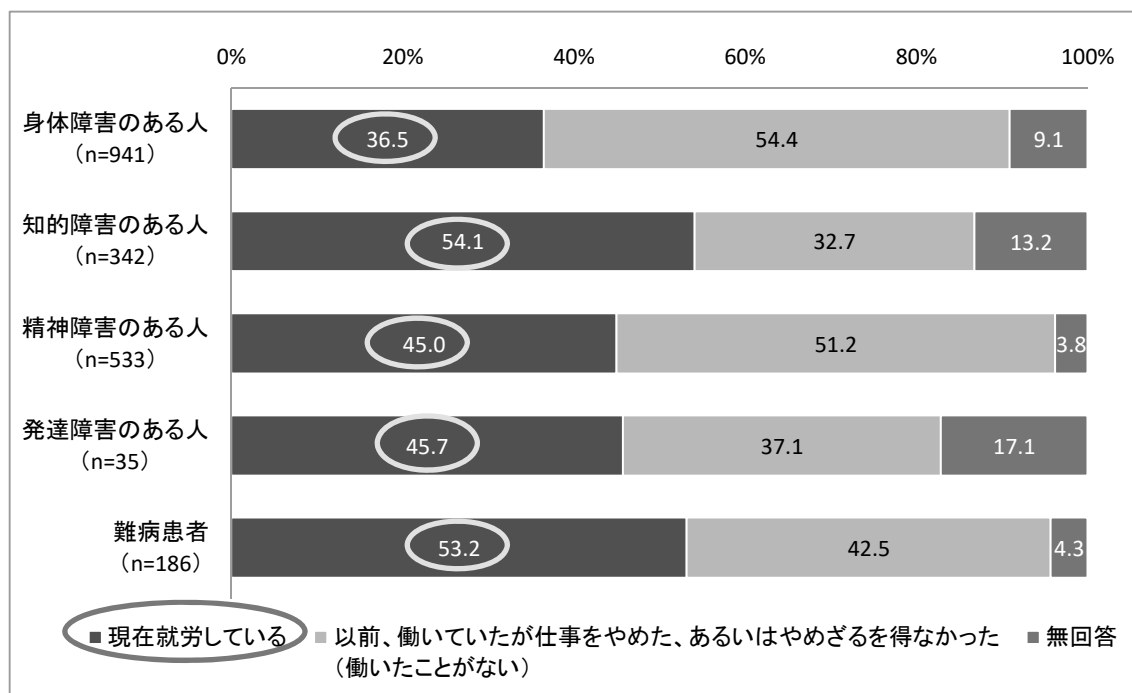
【月の収入額】



イ 仕事について

イ) 全ての障害種別で約4割～5割の人が現在就労しています。また、身体障害のある人と精神障害のある人の約5割が「以前、働いていたが仕事をやめた、あるいはやめざるを得なかった（働いたことがない）」と回答しており、障害の特性に応じた働き方ができるよう支援の必要性が高いと考えられます。

【就労の状況】



※発達障害のある人、難病患者は18歳未満を除いています。

ロ) 身体障害のある人と難病患者では正規雇用が最も多く、それ以外の障害種別では就労移行支援事業所などでの就労が最も多くなっています。パート・アルバイトなどの非正規雇用については、すべての障害種別で2割程度を占めています。

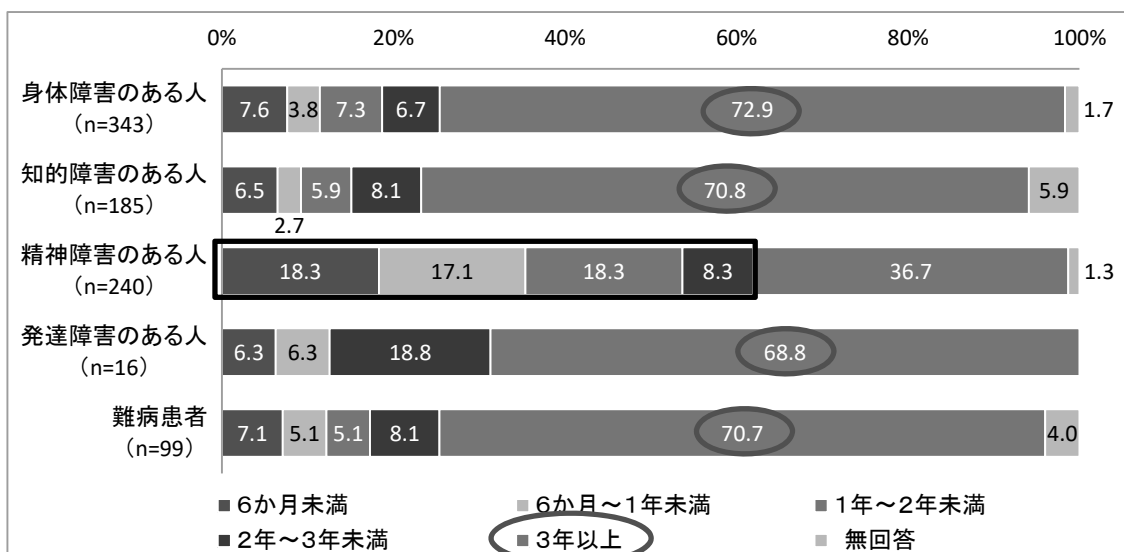
【勤労形態】

(%)

	身体障害のある人 (n=343)	知的障害のある人 (n=185)	精神障害のある人 (n=240)	発達障害のある人 (n=16)	難病患者 (n=99)
正規雇用（正社員）で、他の社員と勤務条件等に違いはない	29.2	6.5	7.1	12.5	37.4
正規雇用（正社員）で、短時間勤務などの障害者配慮がある	6.4	4.9	3.3	6.3	2.0
パート・アルバイトなどの非正規雇用（短時間労働や派遣社員など）	25.4	17.3	21.7	18.8	21.2
自営業	11.4	0.5	0.8	0.0	10.1
在宅勤務	2.0	0.0	1.7	0.0	0.0
就労移行支援事業所・就労継続支援事業所・小規模共同作業所など	22.7	62.2	61.7	62.5	22.2
その他	2.0	1.6	2.5	0.0	6.1
無回答	0.9	7.0	1.3	0.0	1.0

ハ) 精神障害のある人のみ、就労継続期間3年未満の人が半数以上を占めているのに対し、他の障害種別では約6割～7割が3年以上継続して働いています。

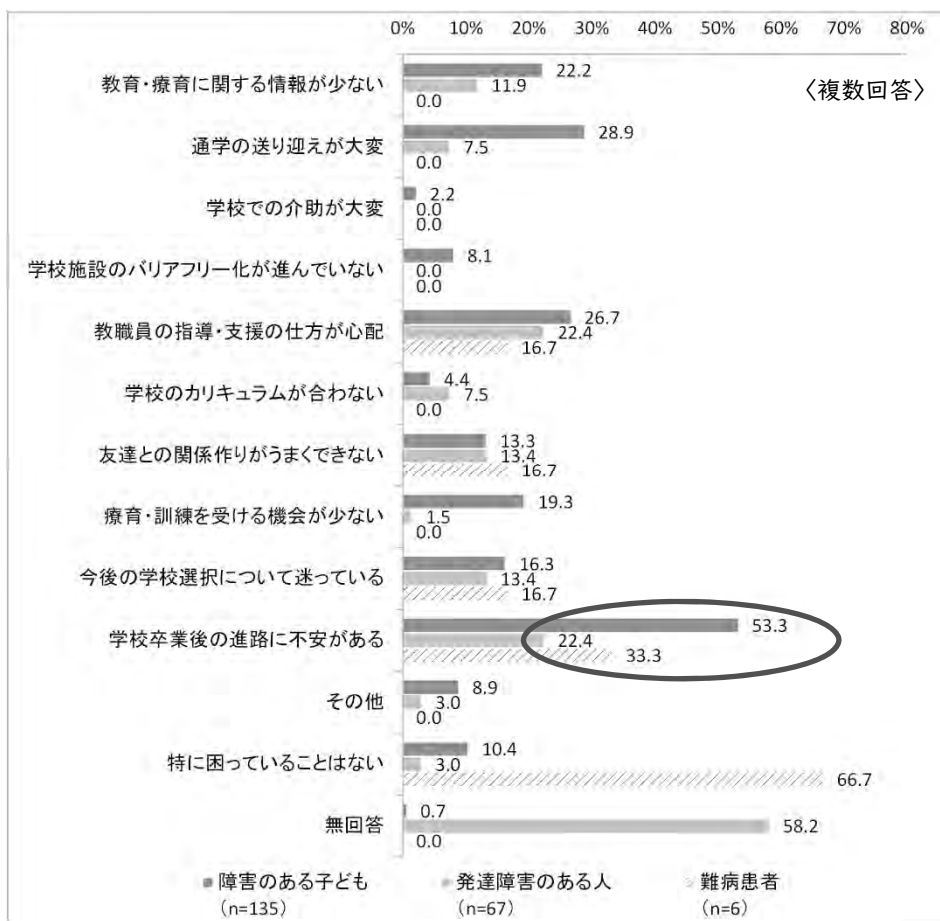
【就労継続期間】



ウ 学校や教育について

イ) 障害のある子どもの5割程度、発達障害のある人の2割程度の人が、学校卒業後の進路に不安を感じています。

【学校での困りごと（障害のある子ども、発達障害のある人、難病患者のみ）】



(3) 支援体制と障害福祉サービス

ア 生活に関する悩みなどの相談について

イ) いずれの障害種別も、生活に関する悩み・不安の相談相手としては「家族や親せき」を最も多く挙げています。続いて多かった相談相手は、「利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員」のほか「友人・知人・地域の人」でした。障害のある子ども、発達障害のある人では「友人・知人・地域の人」よりも「通園施設や学校などの先生」が多くなっています。

【生活に関する悩み・不安の相談相手（上位5位）】

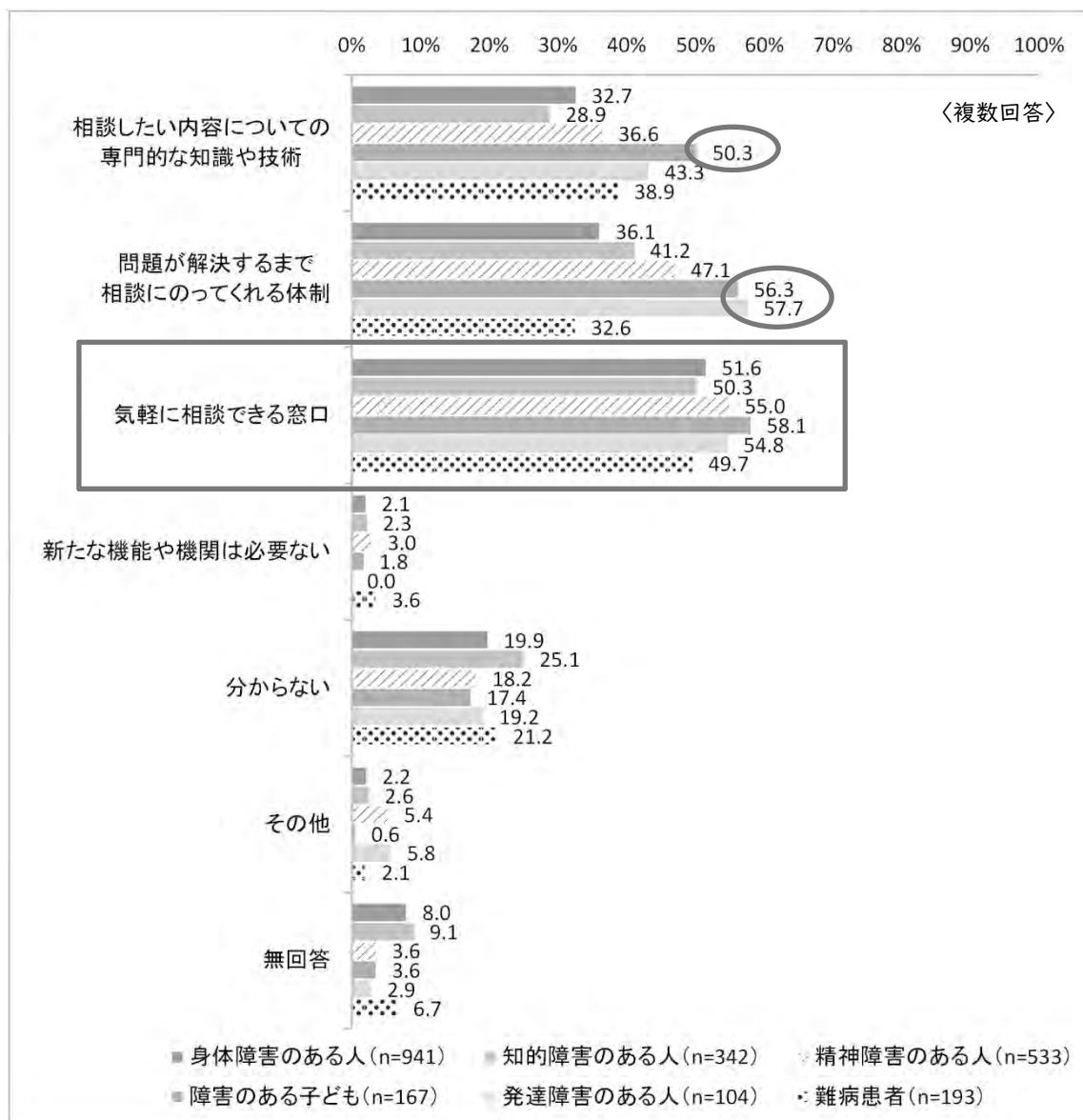
〈複数回答〉

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
1位	家族や親せき (62.5%)	家族や親せき (57.3%)	家族や親せき (52.5%)	家族や親せき (70.7%)	家族や親せき (82.7%)	家族や親せき (61.7%)
2位	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (28.1%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (40.9%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (50.7%)	通園施設や学校などの先生 (29.3%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (30.8%)	友人・知人・地域の人 (29.0%)
3位	友人・知人・地域の人 (21.1%)	友人・知人・地域の人 (10.5%)	友人・知人・地域の人 (23.6%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (20.4%)	通園施設や学校などの先生 (23.1%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (22.8%)
4位	行政の相談窓口 (8.2%)	職場の上司や同僚 (9.1%)	行政の相談窓口 (13.9%)	友人・知人・地域の人 (9.0%)	友人・知人・地域の人 (14.4%)	職場の上司や同僚 (8.3%)
						行政の相談窓口 (8.3%)
5位	職場の上司や同僚 (5.0%)	行政の相談窓口 (8.8%)	職場の上司や同僚 (7.9%)	その他 (7.2%)	その他 (7.7%)	

〈参考〉	相談できる人がいない (4.6%)	相談できる人がいない (2.3%)	相談できる人がいない (7.5%)	相談できる人がいない (2.4%)	相談できる人がいない (0.0%)	相談できる人がいない (3.1%)
	相談しない (7.7%)	相談しない (6.1%)	相談しない (5.6%)	相談しない (7.8%)	相談しない (6.7%)	相談しない (9.8%)

ロ) 今後、相談機関に求めるものとしては、どの障害種別でも約半数が「気軽に相談できる窓口」を挙げていました。また、障害のある子どもにおいては「専門的な知識や技術」「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」、発達障害のある人においては「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」が半数を超えています。

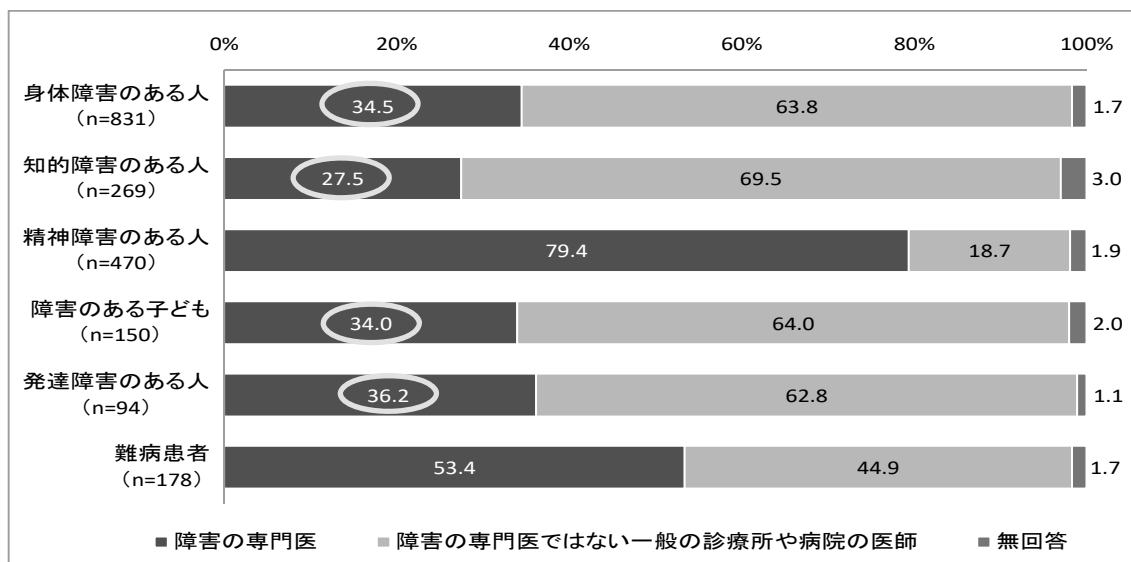
【相談機関に必要なこと】



イ 医療機関の利用について

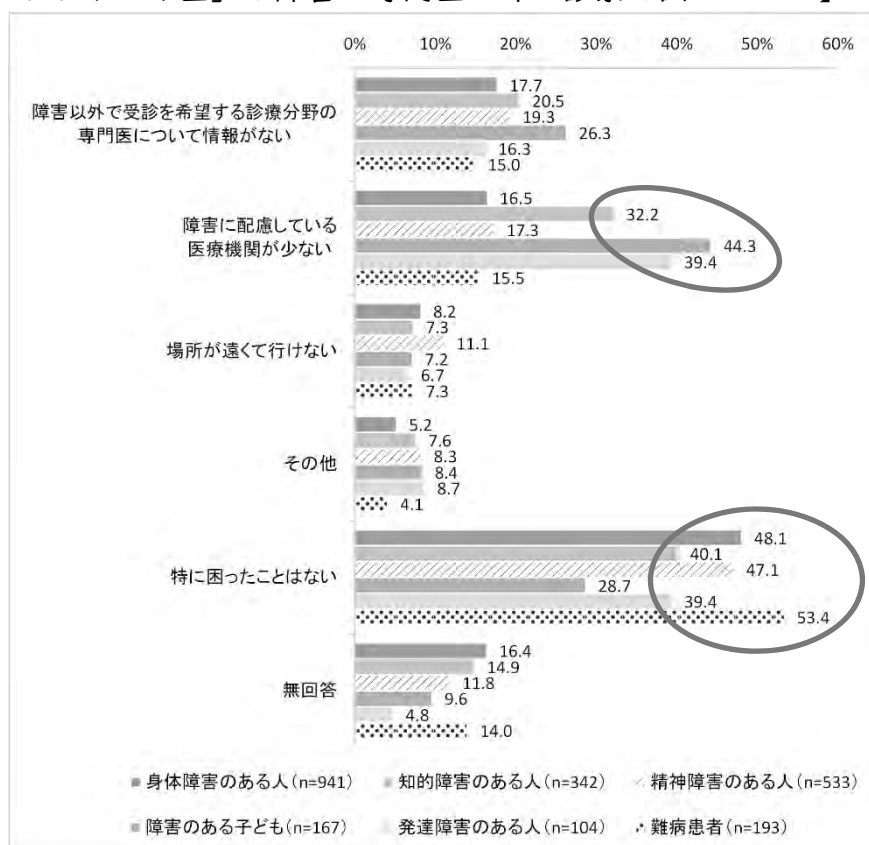
イ) 精神障害のある人と難病患者を除き、かかりつけ医が障害の専門医である割合は3割程度となっています。

【「かかりつけ医」は障害の専門医かどうか】



ロ) かかりつけ医や障害の専門医以外の診察で困ったこととして、障害のある子ども以外は「特に困ったことはない」が最も多く、知的障害のある人と障害のある子ども、発達障害のある人では「障害に配慮している医療機関が少ない」が多くなっていました。

【「かかりつけ医」や障害の専門医以外の診察で困ったこと】



ウ 障害福祉サービス等の利用について

イ) 身体障害のある人では「居宅介護」「同行援護」「生活介護」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「移動支援事業」の利用が比較的多く、将来的には特に「居宅介護」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「移動支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（身体障害のある人）】(n=941)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ 必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	18.6	69.4	15.0	47.8
		重度訪問介護	4.8	79.2	5.8	55.5
		同行援護	10.4	74.1	8.3	54.0
		行動援護	2.4	78.7	3.4	56.7
		重度障害者等包括支援	3.2	79.2	3.6	56.7
		施設入所支援	3.8	79.4	4.6	55.5
		短期入所（ショートステイ）	5.7	77.3	8.3	52.9
		療養介護	4.1	78.4	4.4	55.5
		生活介護	11.6	72.6	10.3	52.5
	訓練等給付	自立生活援助	6.6	76.9	6.0	54.1
		共同生活援助（グループホーム）	2.1	80.7	3.3	57.7
		自立訓練	6.6	76.1	7.9	52.7
		就労移行支援	2.2	80.0	3.6	57.1
		就労継続支援	5.8	76.3	7.4	54.7
		就労定着支援	1.4	79.7	2.7	57.9
	支相計 援談画	計画相談支援	16.5	61.4	15.0	44.3
談地 支域 援相	地域移行支援	2.1	80.0	4.4	53.7	
	地域定着支援	3.8	78.6	7.7	51.1	
地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	1.7	84.1	2.4	61.6	
	手話通訳派遣事業	1.3	81.6	1.1	64.5	
	要約筆記派遣事業	0.9	81.0	1.1	63.9	
	日常生活用具の給付	23.3	62.1	25.8	40.0	
	移動支援事業	9.1	75.2	12.4	51.4	
	地域活動支援センター	2.3	81.2	5.8	55.3	
	訪問入浴サービス事業	2.2	81.4	3.4	60.6	
	福祉ホーム	0.5	82.7	4.3	58.9	
	日中一時支援事業（日帰りショート）	2.8	80.4	5.4	57.7	
	パソコンサポーター	1.0	83.2	8.7	54.9	
	障害者スポーツ教室	1.6	81.7	10.8	52.7	
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	1.8	80.8	5.1	59.2	
	重度障害者大学等進学支援事業	0.2	80.0	0.9	63.3	
	重度障害者等就労支援特別事業	0.1	80.6	1.8	61.2	

- ロ) 知的障害のある人では「短期入所」「生活介護」「共同生活援助」「就労継続支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「行動援護」「短期入所」「生活介護」「共同生活援助」「就労継続支援」「計画相談支援」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（知的障害のある人）】 (n=342)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	6.7	75.1	7.3	48.2
		重度訪問介護	0.6	78.1	2.3	52.0
		同行援護	0.6	77.8	2.3	52.6
		行動援護	7.6	75.1	13.2	41.2
		重度障害者等包括支援	0.6	77.8	2.0	52.9
		施設入所支援	8.5	71.6	9.9	45.6
		短期入所（ショートステイ）	16.1	66.1	23.4	38.6
		療養介護	2.9	74.9	4.7	50.9
		生活介護	22.2	60.2	19.0	41.8
	訓練等給付	自立生活援助	3.5	74.3	8.8	41.8
		共同生活援助（グループホーム）	13.7	69.3	16.4	39.2
		自立訓練	5.8	74.6	10.2	42.1
		就労移行支援	4.4	73.4	7.6	43.3
		就労継続支援	25.1	56.4	23.4	32.7
		就労定着支援	4.4	72.5	5.8	47.1
	支相計 援談画	計画相談支援	34.2	43.0	26.9	27.2
談地 支域 援相	地域移行支援	2.6	73.1	7.3	40.4	
	地域定着支援	2.6	74.3	8.5	37.7	
地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	4.4	79.2	8.2	41.8	
	手話通訳派遣事業	0.3	75.7	0.6	53.2	
	要約筆記派遣事業	0.3	75.7	0.6	52.6	
	日常生活用具の給付	4.4	75.4	5.0	50.9	
	移動支援事業	5.8	74.6	12.9	44.7	
	地域活動支援センター	3.8	75.7	9.4	40.9	
	訪問入浴サービス事業	0.6	78.7	1.8	54.7	
	福祉ホーム	1.5	77.2	5.8	48.0	
	日中一時支援事業（日帰りショート）	8.2	71.6	14.0	43.9	
	パソコンサポーター	1.2	78.1	7.0	48.8	
	障害者スポーツ教室	2.9	75.7	15.8	39.8	
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	0.3	77.5	2.0	53.2	
	重度障害者大学等進学支援事業	0.0	77.2	0.3	55.0	
	重度障害等就労支援特別事業	0.0	77.2	0.3	53.5	

ハ) 精神障害のある人では「居宅介護」「自立生活援助」「就労移行支援」「就労継続支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「居宅介護」「自立生活援助」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「計画相談支援」「地域定着支援」「パソコンサポーター」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（精神障害のある人）】(n=533)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	16.3	72.6	13.3	51.2
		重度訪問介護	1.9	82.4	2.6	62.9
		同行援護	1.3	83.3	2.8	61.5
		行動援護	4.1	82.0	8.3	54.4
		重度障害者等包括支援	0.8	83.9	1.9	62.3
		施設入所支援	0.6	84.2	2.1	63.0
		短期入所（ショートステイ）	3.9	81.8	5.6	58.9
		療養介護	1.5	83.7	3.8	60.4
		生活介護	3.9	81.2	4.3	59.3
	訓練等給付	自立生活援助	16.5	69.8	21.0	42.8
		共同生活援助（グループホーム）	7.7	78.4	10.3	52.2
		自立訓練	8.1	77.3	13.7	44.3
		就労移行支援	12.4	73.4	17.8	36.6
		就労継続支援	20.8	65.5	25.9	30.6
		就労定着支援	6.0	78.6	15.4	39.8
	支相計 援談画	計画相談支援	37.3	48.8	32.8	33.0
談地 支域 援相	地域移行支援	5.1	79.5	12.0	45.8	
	地域定着支援	7.3	77.7	16.3	43.3	
地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	2.8	84.6	5.8	52.0	
	手話通訳派遣事業	0.0	85.4	0.6	65.3	
	要約筆記派遣事業	0.0	85.4	0.6	65.3	
	日常生活用具の給付	2.6	83.9	7.3	58.7	
	移動支援事業	1.7	84.4	6.4	58.3	
	地域活動支援センター	3.4	82.7	10.7	50.3	
	訪問入浴サービス事業	0.6	85.2	2.4	64.2	
	福祉ホーム	2.1	84.2	8.1	55.9	
	日中一時支援事業（日帰りショート）	3.2	82.4	7.5	57.2	
	パソコンサポーター	0.2	85.9	13.7	48.4	
	障害者スポーツ教室	0.9	85.4	12.6	50.7	
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	0.6	85.2	3.6	60.8	
	重度障害者大学等進学支援事業	0.0	85.4	1.1	64.4	
	重度障害者等就労支援特別事業	0.4	85.0	1.9	62.3	

- 二) 障害のある子どもでは「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「日中一時支援事業」の利用が比較的多く、将来的には特に「短期入所」「自立訓練」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」「地域定着支援」「日常生活用具の給付」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。なかでも「放課後等デイサービス」については約7割の人が今後利用したいと答えていました。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（障害のある子ども）】(n=167)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必要ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	3.0	92.8	6.6	76.0
		重度訪問介護	-	-	4.2	79.0
		同行援護	0.0	94.6	1.2	83.2
		行動援護	2.4	92.8	12.6	62.3
		重度障害者等包括支援	0.6	97.0	3.0	78.4
		施設入所支援	-	-	4.2	77.2
		短期入所（ショートステイ）	6.6	91.0	21.0	58.7
		療養介護	-	-	2.4	80.2
		生活介護	-	-	8.4	77.2
	訓練等給付	自立生活援助	-	-	9.6	74.3
		共同生活援助（グループホーム）	-	-	3.0	77.8
		自立訓練	-	-	18.6	61.1
		就労移行支援	-	-	9.0	72.5
		就労継続支援	-	-	9.6	71.9
		就労定着支援	-	-	6.6	76.6
	障害児通所支援	児童発達支援	40.7	55.7	41.9	36.5
		医療型児童発達支援	4.8	91.0	13.2	60.5
		放課後等デイサービス	61.7	37.1	69.5	13.2
		居宅訪問型児童発達支援	0.0	97.0	4.8	77.8
		保育所等訪問支援	11.4	86.2	11.4	68.9
	支入所 障害児	福祉型障害児入所施設	1.8	95.8	5.4	73.1
		医療型障害児入所施設	1.8	95.8	2.4	79.0
	談支 支画 援相	障害児相談支援	48.5	49.1	49.1	29.3
計画相談支援		59.3	38.9	59.9	22.2	
談地 支域 援相	地域移行支援	4.8	92.2	11.4	63.5	
	地域定着支援	4.2	92.8	18.0	55.1	
地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	-	-	6.0	76.0	
	手話通訳派遣事業	0.6	97.0	1.8	85.6	
	要約筆記派遣事業	0.0	97.6	1.8	85.0	
	日常生活用具の給付	15.6	82.0	19.2	62.9	
	移動支援事業	1.8	95.2	10.8	73.7	
	地域活動支援センター	1.8	95.8	13.2	64.7	
	訪問入浴サービス事業	0.0	97.6	3.6	83.2	
	福祉ホーム	-	-	3.0	82.0	
	日中一時支援事業（日帰りショート）	13.8	83.2	26.9	53.3	
	パソコンサポーター	0.0	97.6	6.6	76.0	
	障害者スポーツ教室	3.6	94.0	28.1	50.9	
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	0.0	97.6	3.6	83.8	
	重度障害者大学等進学支援事業	-	-	1.2	86.2	
	重度障害者等就労支援特別事業	0.0	97.6	1.8	86.8	

ホ) 発達障害のある人では「生活介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「短期入所」「共同生活援助」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」「移動支援事業」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（発達障害のある人）】 (n=104)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ 必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	2.9	92.3	2.9	81.7
		重度訪問介護	0.0	94.2	1.0	85.6
		同行援護	0.0	94.2	1.0	84.6
		行動援護	2.9	91.3	10.6	67.3
		重度障害者等包括支援	0.0	94.2	1.9	77.9
		施設入所支援	1.9	93.3	4.8	76.9
		短期入所（ショートステイ）	4.8	91.3	18.3	68.3
		療養介護	0.0	95.2	1.0	84.6
		生活介護	12.5	82.7	11.5	69.2
	訓練等給付	自立生活援助	1.0	94.2	6.7	67.3
		共同生活援助（グループホーム）	5.8	90.4	17.3	64.4
		自立訓練	0.0	95.2	12.5	62.5
		就労移行支援	0.0	95.2	9.6	65.4
		就労継続支援	6.7	89.4	11.5	66.3
		就労定着支援	0.0	95.2	5.8	72.1
	障害児通所支援	児童発達支援	17.4	79.7	27.5	53.6
		医療型児童発達支援	1.4	94.2	7.2	68.1
		放課後等デイサービス	69.6	27.5	62.3	26.1
		居宅訪問型児童発達支援	0.0	92.8	0.0	82.6
		保育所等訪問支援	1.4	91.3	2.9	79.7
	支入所 支援	福祉型障害児入所施設	0.0	92.8	1.4	84.1
		医療型障害児入所施設	0.0	92.8	1.4	82.6
	談計 支画 援相	障害児相談支援	31.9	62.3	30.4	53.6
		計画相談支援	45.2	49.0	45.2	38.5
	談地 支域 援相	地域移行支援	1.9	92.3	8.7	69.2
		地域定着支援	1.0	93.3	9.6	64.4
	地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	1.9	93.3	9.6	66.3
手話通訳派遣事業		0.0	94.2	0.0	82.7	
要約筆記派遣事業		0.0	94.2	0.0	81.7	
日常生活用具の給付		1.0	93.3	3.8	83.7	
移動支援事業		7.7	86.5	19.2	64.4	
地域活動支援センター		1.0	93.3	12.5	63.5	
訪問入浴サービス事業		0.0	94.2	0.0	89.4	
福祉ホーム		1.0	92.3	1.0	81.7	
日中一時支援事業（日帰りショート）		4.8	89.4	15.4	70.2	
パソコンサポーター		0.0	95.2	8.7	74.0	
障害者スポーツ教室		5.8	88.5	29.8	49.0	
中途視覚障害者緊急生活訓練事業		0.0	94.2	1.9	82.7	
重度障害者大学等進学支援事業		0.0	94.2	1.0	84.6	
重度障害者等就労支援特別事業		0.0	94.2	1.0	82.7	

※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、障害児相談支援は18歳未満の回答です。(n=69)

へ) 難病患者では「居宅介護」「障害児相談支援」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」の利用が比較的多く、将来的に利用したいサービスも同様のものでした。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（難病患者）】 (n=193)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ 必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	11.9	80.3	11.4	63.2
		重度訪問介護	3.6	87.6	3.1	70.5
		同行援護	1.0	88.6	2.1	74.6
		行動援護	2.1	88.6	2.1	71.5
		重度障害者等包括支援	1.6	90.2	2.6	68.4
		施設入所支援	5.2	88.6	2.6	71.0
		短期入所（ショートステイ）	3.6	88.1	8.8	67.9
		療養介護	1.6	90.2	2.6	70.5
		生活介護	7.3	85.5	4.1	71.0
	訓練等給付	自立生活援助	4.7	86.5	5.7	69.4
		共同生活援助（グループホーム）	3.1	89.6	4.7	71.0
		自立訓練	5.2	86.5	9.3	66.3
		就労移行支援	2.6	89.6	6.2	69.9
		就労継続支援	9.3	82.9	9.8	65.3
		就労定着支援	1.0	90.2	6.2	71.0
	障害児通所支援	児童発達支援	0.0	100.0	0.0	100.0
		医療型児童発達支援	0.0	100.0	0.0	100.0
		放課後等デイサービス	0.0	100.0	14.3	85.7
		居宅訪問型児童発達支援	0.0	100.0	0.0	100.0
		保育所等訪問支援	0.0	100.0	14.3	85.7
	障害児 支入所 支所	福祉型障害児入所施設	0.0	100.0	0.0	100.0
		医療型障害児入所施設	0.0	100.0	0.0	100.0
	計 支 画 支 相	障害児相談支援	14.3	85.7	14.3	85.7
		計画相談支援	17.1	72.0	15.5	59.6
	地 支 域 支 相	地域移行支援	1.6	89.1	4.1	69.4
		地域定着支援	3.1	88.1	8.8	66.8
	地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	1.0	92.2	5.7	70.5
		手話通訳派遣事業	0.0	90.7	0.5	80.8
		要約筆記派遣事業	0.0	90.7	0.0	81.3
		日常生活用具の給付	14.0	78.8	14.5	61.1
移動支援事業		3.1	89.1	8.8	69.4	
地域活動支援センター		0.5	92.2	6.2	70.5	
訪問入浴サービス事業		1.6	90.7	3.1	74.1	
福祉ホーム		0.5	91.7	4.7	71.5	
日中一時支援事業（日帰りショート）		1.6	90.2	6.2	68.4	
パソコンサポーター		1.0	92.2	5.7	73.1	
障害者スポーツ教室		0.0	91.7	5.7	73.1	
中途視覚障害者緊急生活訓練事業		0.5	90.7	2.6	78.2	
重度障害者大学等進学支援事業		0.0	90.2	0.5	78.8	
重度障害者等就労支援特別事業		0.5	89.6	1.6	79.3	

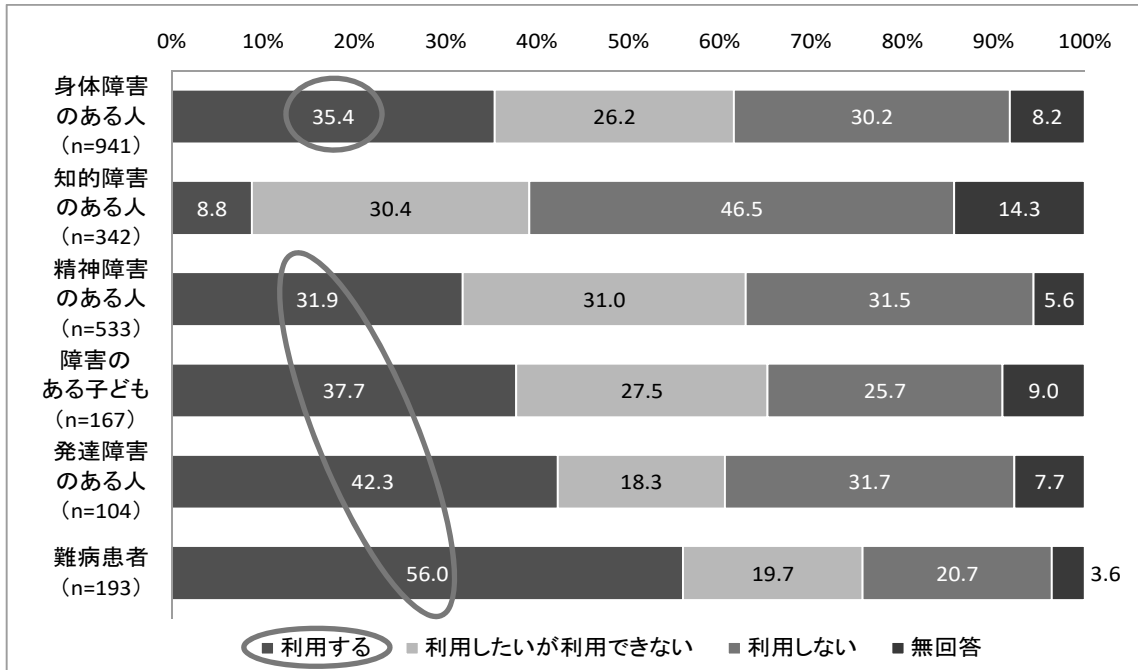
※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、障害児相談支援は18歳未満の回答です。(n=7)

(4) 地域生活と防災、人権

ア 情報収集・コミュニケーション支援について

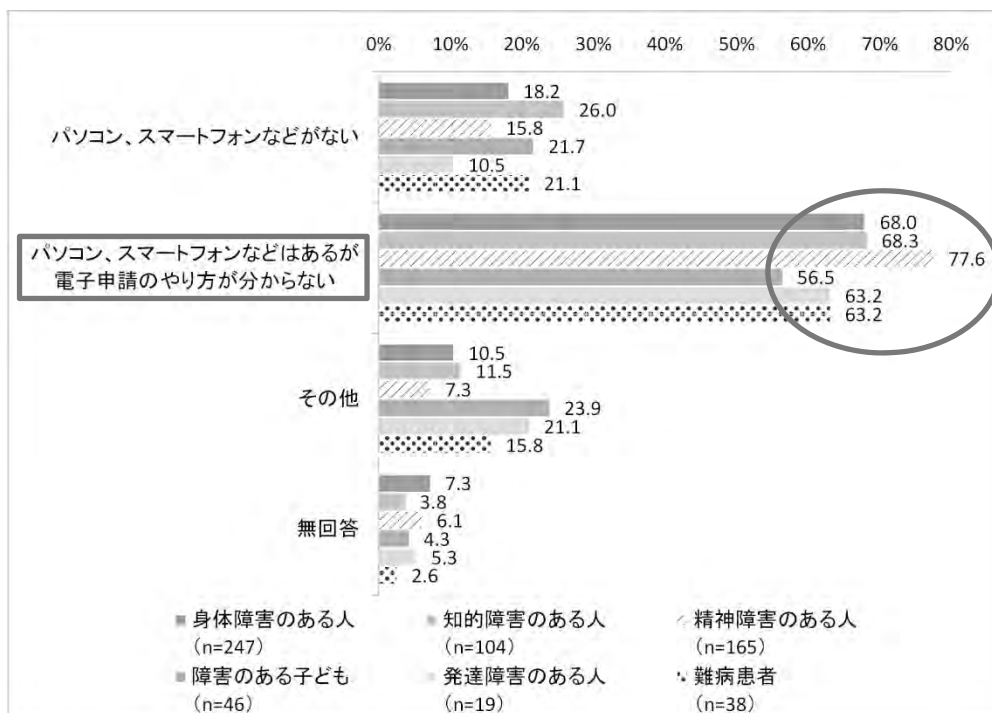
- イ) 知的障害のある人を除き利用希望が多い傾向にあります。 「利用したいが利用できない」と「利用しない」との回答も2～3割程度を占めています。
- ロ) いずれの障害種別も「パソコン、スマートフォンなどはあるが電子申請のやり方が分からない」が最も多くなっています。

【電子申請の利用意向】



【電子申請できない理由】

〈複数回答〉



イ 災害時の対応について

イ) 災害時に必要な支援として「避難のときに、声かけや誘導などをしてもらえること」「避難所での障害や医療に対しての必要な配慮が得られること」が特に求められています。また、身体障害のある人や知的障害のある人、障害のある子どもでは「避難のときに、介助してくれること」も必要とされている傾向にあります。

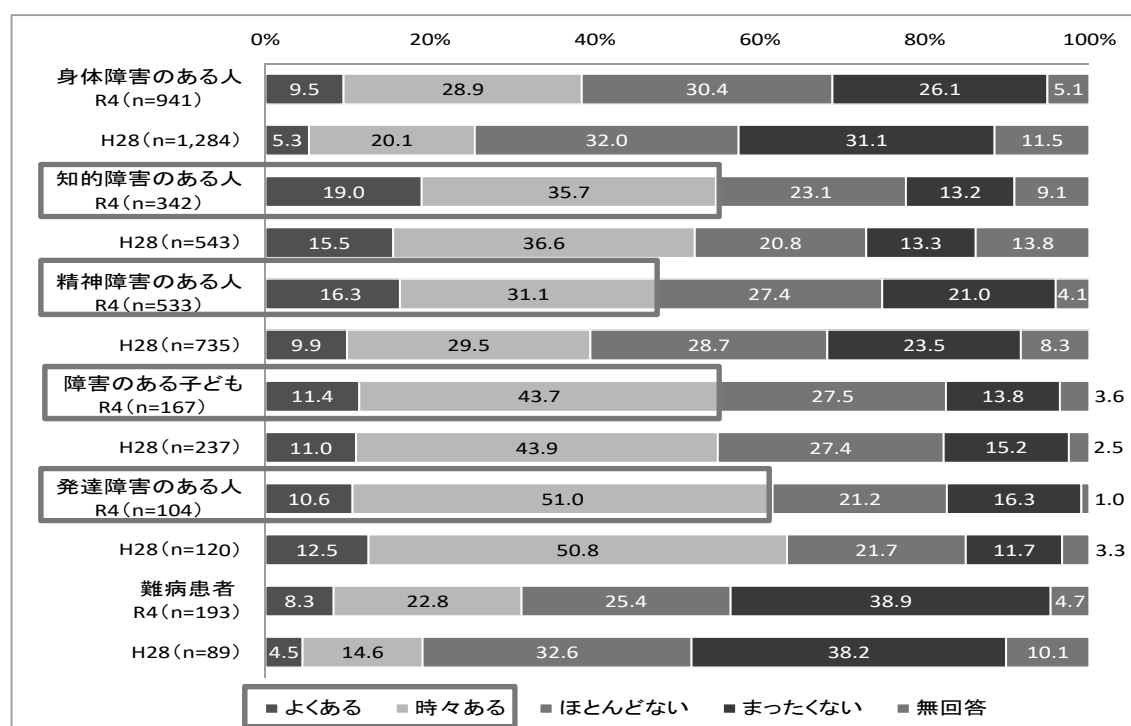
〈複数回答〉(%)

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
避難のときに、声かけや誘導などをしてもらえること	41.9	59.1	49.2	58.7	66.3	31.6
避難のときに、介助してくれること	43.9	41.2	15.4	55.7	32.7	22.3
災害情報や避難情報などがわかりやすい表示板や放送で提供されること	28.5	24.3	37.7	28.7	26.0	28.5
避難所での障害や医療に対しての必要な配慮が得られること	46.4	47.7	43.5	52.7	41.3	37.8
指定避難所以外の場所に避難している人も支援してもらえること	27.7	27.8	27.8	35.3	34.6	30.1
その他	1.8	1.5	3.6	4.2	7.7	1.6
特に必要ない	10.9	4.7	10.9	3.0	7.7	21.8
分からない	6.5	9.9	11.4	3.6	3.8	4.7
無回答	4.4	6.4	3.6	3.6	2.9	5.2

ウ 障害のある人の人権や差別問題について

イ) 差別を受けた経験については、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子ども、発達障害のある人で半数程度を占めていました。平成28(2016)年調査結果と比較しても概ね増えています。

【差別を受けた経験】



ロ) 差別解消のために必要な取組として、「学校の授業などで福祉の学習をする」が最も多く選ばれており、他にも「障害者とともに過ごす機会を増やす」が多く挙げられていました。障害者理解の推進のために、啓発・広報活動のほか、障害のある人と地域で交流する機会を増やすことが肝要だと考えられます。

【差別やいやな思いを軽減するために必要と思うこと】〈複数回答〉(%)

	身体障害 のある人 (n=941)	知的障害 のある人 (n=342)	精神障害 のある人 (n=533)	障害の ある子ども (n=167)	発達障害 のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
北九州市が講演会や冊子などで啓発する	20.8	21.9	22.7	11.4	26.0	24.9
学校の授業などで福祉の学習をする	42.2	41.5	35.3	68.3	63.5	44.6
地域での交流やボランティア活動などで、障害者とともに過ごす機会を増やす	29.8	34.8	21.4	39.5	37.5	23.8
障害者団体や関係団体などが啓発する	14.0	16.4	20.3	12.6	19.2	13.5
市の相談窓口を増やす	22.7	19.3	30.4	20.4	15.4	20.2
その他	6.8	3.2	10.9	9.0	11.5	5.7
分からない	25.1	26.3	28.1	18.6	22.1	28.5
無回答	8.7	13.2	6.0	3.0	1.0	5.2

(5) 市政への要望、意見

ア 保護者への質問（障害のある子ども・発達障害のある人のみ）

- イ) 障害のある子どもをもつ家族に対して必要な支援として、要望が特に強いのは「義務教育から高等教育や就職まで、切れ目なく相談できる体制」「早い段階から、教育に関する支援制度の情報を提供する体制」「保護者が病気のときなど、緊急時に対応してもらえる体制」でした。

【障害のある子どもを持つ家族に対して必要な支援】〈複数回答〉(%)

	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)
早い段階から、教育に関する支援制度の情報を提供する体制	67.7	75.0
義務教育から高等教育や就職まで、切れ目なく相談できる体制	83.2	84.6
障害のある子どもを持つ保護者の経験を共有する機会	45.5	53.8
通園、通学の支援	63.5	34.6
医療的ケアの必要な障害児の在宅での支援	22.8	21.2
休日でも、子どもを日中預けることができる支援の充実	51.5	39.4
保護者の就職活動や兄弟児の学校行事などで利用できる 日中一時支援事業（日帰りショート）の充実	40.7	43.3
保護者が病気のときなど、緊急時に対応してもらえる体制	68.3	60.6
障害のある子どもの兄弟姉妹への支援	50.3	39.4
子どもの障害について知識を得るための専門研修など	43.7	51.0
その他教育に関する相談支援	12.0	20.2
その他保護者の就労支援	9.6	6.7
その他家族等の負担を軽減する支援	15.0	16.3
日々の心配ごとや将来への不安を軽減する支援	22.2	23.1
その他の支援	6.0	5.8
新たな支援の必要は無い	0.0	0.0
分からない	1.8	1.0
無回答	1.2	2.9

ロ) 国・県・市などに特に力を入れてほしいことは、障害種別ごとに特徴が出ており、身体障害のある人では「経済的負担・医療費負担の軽減」「バリアフリー化」、知的障害のある人では「虐待防止への取組」「経済的負担の軽減」「障害・介護サービスに関わる人材の育成や事業所の質の確保」、精神障害のある人では「経済的負担・医療費負担の軽減」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」、障害のある子どもと発達障害のある人では「適切な学校教育や放課後の見守り」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」「早期からの療育体制整備」、難病患者では「経済的負担・医療費負担の軽減」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」が多く挙げられています。

【国や県・市などに力を入れて欲しいこと】 <複数回答> (%)

	身体障害 のある人 (n=941)	知的障害 のある人 (n=342)	精神障害 のある人 (n=533)	障害の ある子ども (n=167)	発達障害 のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
地域での交流や障害のある方への理解を深めるような啓発・広報活動	28.9	34.8	31.0	26.9	29.8	24.9
障害のある人の虐待防止への取組み	24.9	44.4	28.5	41.3	30.8	21.8
働く場を広げるための企業へ働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実	32.4	28.1	41.1	52.7	44.2	33.2
障害福祉サービス事業所等の物品やサービスの受注増や販路拡大を支援する取組み	13.8	19.0	13.9	12.6	16.3	13.0
障害のある子どもを早期から療育する体制の整備	17.1	21.9	18.6	50.9	57.7	21.8
適切な学校教育や放課後の見守り	7.8	9.9	11.6	59.3	48.1	13.0
医療費負担の軽減	34.0	23.1	46.0	22.8	18.3	56.5
年金や交通費の割引制度などを充実させることによる経済的負担の軽減	52.5	42.4	56.8	28.7	19.2	45.6
障害・介護サービスに関わる人材の育成やサービスを提供する事業所の質の確保	28.1	38.0	20.6	37.1	40.4	20.7
障害のある人やその家族によるセルフヘルプ活動等の当事者活動の推進	8.8	9.1	6.2	7.8	9.6	9.8
ボランティア活動に対する支援	7.4	6.4	4.1	1.2	1.9	6.2
障害のある人に配慮した住宅やグループホーム、福祉ホームなどの確保	21.9	37.7	19.1	21.0	27.9	18.1
道路や歩道の整備と、建物や交通機関のバリアフリー化	35.9	10.2	11.1	9.6	1.9	23.3
手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳(朗読)などによる、意思や情報伝達の確保	5.8	0.9	1.5	3.0	1.0	2.1
文化・スポーツなどへの参加に対する支援と、支援する人材の育成	7.1	6.4	4.5	10.8	10.6	2.6
日中過ごせる場所の充実	13.7	26.0	24.8	18.0	23.1	14.5
その他	3.1	3.5	5.8	4.2	7.7	4.7
無回答	5.8	9.4	6.0	1.8	2.9	4.7